

令和5年大網白里市議会第2回定例会総務常任委員会会議録

日時 令和5年6月12日（月曜日）午後1時00開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

北 田 宏 彦	委 員 長	土 屋 忠 和	副 委 員 長
引 間 真 理 子	委 員	山 下 豊 昭	委 員
蛭 田 公 二 郎	委 員	黒 須 俊 隆	委 員

出席説明員

企画政策課長	飯 高 謙 一	企画政策課副課長	久 保 崇
企画政策課主査兼政策推進班長	齋 藤 友 康	税務課長	北 田 和 之
税務課副課長	齋 藤 英 樹	税務課主査兼市民税班長	古 内 崇 介
参事（総務課長事務取扱）	秋 本 勝 則	総務課副課長	古 内 晃 浩
総務課主査兼情報政策・業務改革推進班長	小 倉 博 明	財政課長	古 内 衛
財政課副課長	内 山 義 仁	財政課副課長兼契約管財班長	渡 辺 茂 行
財政課副主幹	四 之 宮 正 明	財政課主査兼財政班長	加 藤 岡 大 祐
財政課副主査	綿 健 吾	財政課副主査	松 本 克 彦

事務局職員出席者

議会事務局長	岡 部 一 男	主 査	山 本 卓 也
主任書記	小笠原 勇		

議事日程

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査

- ・陳情第3号 JR永田駅の構内トイレの利用再開に関する陳情
- ・陳情第4号 入札監視委員会を設置してもらうための陳情

(2) 付託議案の審査

- ・議案第 3号 令和5年度大網白里市一般会計補正予算（第1号）（財政課）
- ・議案第 4号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（税務課）
- ・議案第 6号 大網白里市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）
- ・議案第 7号 契約の締結について（財政課）
- ・議案第 8号 財産の取得について（財政課）
- ・議案第 9号 令和5年度大網白里市一般会計補正予算（第2号）（財政課）

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（土屋忠和副委員長） ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

（午後 1時00分）

◎委員長あいさつ

○副委員長（土屋忠和副委員長） 最初に委員長からあいさつをお願いいたします。

○委員長（北田宏彦委員長） 皆様、午前中の議案質疑に続きまして午後の総務常任委員会ということで、大変ご苦勞様でございます。

今回、当常任委員会で協議する内容は、陳情が2件、議案が6件であります。

いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくをお願いいたします。

なお、本日もAI翻訳システムを使用いたしますので、皆さん、必ずマイクの使用をお願いいたします。

また、本日議案の審査の順序なのですが、7号議案もございませうことから、財政課所管の議案については、他の課が終わってから、財政課の方を後回しの審査をしたいのですが、みなさま方それでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） 異議なしということでございますので、そのように事務局の方、手配をお願いいたします。

以上でございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（北田宏彦委員長） 傍聴者はいますか。

（「いません」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） いないようですので、次に進みます。

本日の出席委員は6名です。

委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎陳情第3号 JR永田駅の構内トイレの利用再開に関する陳情

○委員長（北田宏彦委員長） これより、当常任委員会に付託となった陳情第3号 JR永田駅の構内トイレの利用再開に関する陳情の審査を行います。

陳情の内容については既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

○蛭田公二郎委員 はい

○委員長（北田宏彦委員長） はい、蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 私はこの陳情第3号を賛成する立場から意見を述べたいと思います。

陳情項目は2項目ですが、市はJR東日本に対してトイレの利用再開を働きかけるようにして欲しいということ。

もうこれ当然だと思いますね。

それから2番目は、市はトイレの利用を再開するために必要な支援を行うことと。

この2つの陳情項目ですが、当然のことだというふうに思います。

陳情の趣旨にも書いてありますように、永田駅1日乗降客が1,500人ということであれば、これ決してローカルということでもないと思うんですよね。

この外房線見てもはるか南の上の方の例えば東浪見でしょうか、あんな小さな駅でもちゃんとトイレがあるというふうに聞いてますので、なぜ永田駅なのかというふうに思いますが、聞くところによると、永田駅だけじゃなくて東日本JR全体として経営難を理由に、各地のトイレを既に閉鎖をしているっていうことも聞いてます。

ということで、一義的にはJRがこのトイレの閉鎖をするというのは、JRの問題だと、まず一義的には思うのですが、同時に、JRがこうだからといって、市がどう対応するのか、それは知らないよ、ということにはならないわけで、困っているのは大網白里市民なわけですから。

それをどうね、市民のこの困難を解決するかという点では十分市の責任があるわけです。

しかも、一般質問で黒須委員が話をしたように、JRも一方的にというふうに必ずしも言えない。

大網白里市に対し、トイレ含めた隣地の譲渡を申し入れた、しかももう1年以上前にそういう申し入れを市に対して行っていたということなんですね。

しかし、結論的には市はそれを断ったということなんですが、果たしてそういう対応で良かったのかどうか、またそれを市のいってる市長の判断だけであるということが良いのかど

うなのか議会も全く知らなかったわけで、市民もそういうことがあったということも知らなかったわけで。

そういうことを考えれば、振り返って、そうした経過も踏まえて本来市がどうあるべきなのかということもこれから十分に検討すべきだと思います。

そういうことも含めて、この陳情の2のところにありますように、市がトイレの再開のために必要な支援を行うというのは、そういうこれまでの市の対応がどうだったのかっていうことの総括も踏まえて、私は十分検討、検証する必要があるというふうに思います。

いずれにしても、この陳情については、そういう趣旨から賛成をしたいと思います。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方、ご意見ございますか。

引間委員。

○引間真理子委員 私も賛成の立場でちょっとお話をさせていただきたいと思います。

私も永田に住んでおりまして18年ぐらい経つのですけれども、ほぼ10年以上通勤をしておりましたので、やはり電車の中にトイレがあると言っても駅にトイレが無いというのはものすごく不便に思います。

また災害時、色んな緊急停止とか、緊急時のときに、やはりトイレがあるというのは、精神的なものも含めて安心ですし、また近年、永田駅周辺も、コンビニも無くなりまして、いざという時にトイレを借りるところも無いという部分では、本当にちょっと今回の陳情にありますとおり、JRとしっかり協議をしていただきながら、市としてどんな支援ができるのかっていうのを再検討していただいて、ぜひ再開に向けて前に進めていただきたいと思いますので、この陳情に関しては賛成をしたいと思います。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方、ご意見。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 私も、この陳情に対しては比較的というか賛成の・・・失礼しました。

私も、この陳情に対しては賛成の第一感というか、今、議論の質疑の立場なので、賛成討論の立場ではないので、賛成反対ではなくて第一感としては、この陳情の願意は妥当であるというふうに、第一感としては考えたわけなんですけれども、一般質問に取り上げた関係もありまして、情報公開請求をこの間、2年近く市とJRがしていた、そういう流れ等を追ったわけなんですけれども、その一部は皆さんも一般質問の中で聞いていただいたと思うのですが、

市の態度というんですかね、基本的には受け入れられないから断ったっていうそういう流れは分かるのだけれども、受け入れられないから断ったっていうのは、JRの提案を断ったということですよ。

そうではなくて市の立場で、市としてはこの何としてもトイレを撤去しないで欲しいとか、そういうその市の立場のそういう議論とかではなくて、JRの提案を断って、お互いにもう、分かれてしまったという形をとってるわけですよ。

この辺り議会も市民も全く知らされない中で、こういう一方的に市長がやったのか、それとも課長の判断で行われたのかとか、これ所管委員会として調べた方がいいんじゃないかって、私今ちょっと思ってまして、基本的には賛成だし妥当だと思うから採択してしまってもいいのだけれども、例えばこの採択は、最終日に15分前に集まって採択したって良いような内容なわけで、一度担当課を呼んで何でこんな簡単に断ってそれでちゃんちゃんで終わってしまったのかって、一体どういう、企画政策課の中で議論があったのか、また副市長や市長を交えてどういう議論があったのかっていうのを、折角の機会だから、当委員会の中でまずは明らかにしていただいた上で、その上で、次はそういうJRと実際に企画政策課が交渉するに当たって失敗の無いように繋げてもらうことに繋がりたいなっていうふうに考えているんですが。

ぜひその委員長や皆様の承認をもって、そういう担当課を呼び出して話を聞いてみる機会を1回本議会の中で作っていただけないかって、そんなふうに思うところなのですが。

この提案自体、陳情自体についての意見としてはそういうところです。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方。

山下委員。

○山下豊昭委員 私の方から端的に申しまして、私自身この陳情につきましては、逆に申しますと、反対する理由そのものが私としては無いと思います。

というか、今、同僚議員の方からも意見が出されたように、公的にJRさんからのお話について、十分に市としての、これは関係上、今の時点では交渉がもう途絶えている状況ということではないかというふうに認識をしますし、これは市民の利用者のことを考えたときには、もう少し市としての見解も含めて、JRさんに対してもはっきりと物を言っていけるような、そういう行政の姿勢であって欲しいというふうに私自身は思います。

そういった観点から、この陳情に対しては、交渉の継続というものを望みたいというふうに思いますし、意見としては認めざるを得ないのかなっていう私の見解でございます。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方。

土屋副委員長。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 通常では必ずトイレがあるものということで私も認識しているし、1日でもトイレが使えないっていう日も、利用者にとっては本当に迷惑なことでありますから、当然、陳情があがってくる前にもう少し早めの展開でトイレが早く利用ができなかったのかっていうことを、私はこの陳情書を見たときに思いました。

よって賛成の立場から、1日も早くトイレの利用が再開できることをお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） それでは私の方の意見としまして、永田駅は高校の時から長年使っている駅で、今現在も一番下の娘が通学で使ったりしております。

そのことから、非常に大網駅よりも慣れ親しんだ身近な駅という感覚がございます。

この今問題になっているトイレなのですが、私が高校に入った時にちょうど建て替えたぐらいの感じでしたから、それまでは木造の確かトイレだったような記憶がございます。

周辺の環境も、平成に入りましてから区画整理事業が行われ、大分周辺住宅地として開発されまして、整った周辺環境にはなってると思うんですが、今回、このJRからの譲渡したいという、市へのお話があったときに負担が発生してしまうと、そういうことから断ったというような経緯の説明を受けておるんですが、本来、この本市は、大網駅、そして永田駅と2つの駅を抱えてるわけですね、市の発展、人口増加、移住定住をやはり進めるのであれば、これ大網駅の整備だとか、そういうものも重要だけれども、永田駅も、駅の無い九十九里、白子町そういう地域からしたら、喉から手が出るほど、永田駅でさえ欲しいと思います。

そういう中で、非常に一番重要なポイントを放棄してしまうのではないかと、そういう懸念が、私自身持っております。

やはり、これらの機をしっかりと施設を充実させる。

これJRは民間の会社ですので、民間の営業に関することは、行政は関わらないというスタンスではなく、やはり官民連携という中で、こういう市の発展に繋げていく、こういう施策を持たなければいけないのかなというふうに、私自身思いますので、今回トイレの再開、あるいはそれに対する支援については大いに賛成するところであります。

また、さらにこれを基に永田駅の充実を図るべきだと思います。

以上です。

それでは、次に討論ですが希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(北田宏彦委員長) 無いようでございます。

意見が出尽くしたようなので採決に移りたいと思います。

○黒須俊隆委員 はい、委員長。

○委員長(北田宏彦委員長) 黒須委員、どうぞ。

○黒須俊隆委員 先ほど申し上げたとおり、本議会中で1度担当課を呼び出して、今回の経緯をもう一度問いただすべきではないかと。

だから具体的には、今日、一番最後に担当課を呼んで採決をそこにもってきてもらう。

それが無理だったら日にちをずらして採決をすると、そういう方向が良いのではないかと。

そういうことができないのかということをお願いしたいのですが。

○委員長(北田宏彦委員長) そうしましたら暫時休憩いたします。

(午後 1時18分)

○委員長(北田宏彦委員長) それでは再開いたします。

(午後 1時19分)

○委員長(北田宏彦委員長) ただいま黒須委員の方から提案のありました、担当課、企画政策課の方に、これまでのJR東日本との、永田駅の構内トイレの譲渡に関する件につきまして、再度説明を求めるということに、皆様のご意見を伺いたいと思います。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○副委員長(土屋忠和副委員長) あの賛成というよりも意見を言いたいのですけど。

○委員長(北田宏彦委員長) とりあえず、じゃあ…。

全員賛成。

はい。

○副委員長(土屋忠和副委員長) 採択は先にしてしまっって、採択結果をもって説明は後ってことにはいかないですか。

この後採択になっちゃいますか、説明を受けてから採択ですか。

(発言する者多数あり)

○岡部一男議会事務局長 暫時休憩でよろしいですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 暫時休憩します。

（午後 1時20分）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは再開いたします。

（午後 1時25分）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは企画政策課を入室させてください。

（企画政策課 入室）

○委員長（北田宏彦委員長） 企画政策課の皆さん大変ご苦勞様です。

本日、当常任委員会に付託されております陳情について、企画政策課の方のご説明と、ご意見等を伺いたいと思ひましてお願いいたしました。

では説明の方、お願いいたします、どうぞ。

○飯高謙一企画政策課長 委員長。

○委員長（北田宏彦委員長） 課長、どうぞ。

○飯高謙一企画政策課長 それでは、永田駅のトイレの閉鎖について、経緯の方をまずご説明させていただきます。

一般質問の答弁と重複しますが、ご了承ください。

経緯でございますが、JR永田駅のトイレの閉鎖につきましては、令和3年8月2日に、JR東日本千葉支社から初めて打診がございました。

その際、JR側からは、会社の経営状況や沿線人口の減少等による外房線の利用率低下などを理由に、路線の維持を図るためには固定費の削減が必要であるとの趣旨のもと、築53年と老朽化が進む駅構内のトイレ廃止または市への譲渡を検討している旨の説明を受けております。

その後、令和3年10月22日に、JR側から駅構内のトイレ及び駅舎隣接地を市に譲渡する方針であるとの説明があったため、その他の選択肢についても改めて検討するよう申し入れましたが、JR側の方針は変わること無く、令和4年4月18日に、駅構内トイレを公衆トイレとして、駅舎隣接駐輪場として正式に市に譲渡する提案が示されました。

市ではこの提案を受け、庁内各課に隣接地の利活用について照会いたしましたが、希望する課は無く、またJR側の試算では、トイレの利用者数が1日当たり10人未満であったことや、光熱水費や清掃等に係る維持管理費用、また設備の老朽化による更新費用が発生するこ

とから、本市の財政状況を踏まえて案の受け入れは困難であるとの結論に至り、6月6日に正式に提案をお断りいたしました。

その結果、9月13日にJR側より、令和5年1月から2月頃に、トイレの排水管撤去工事と入口の閉鎖工事を実施し、駅舎隣接地にある駐輪スペースを10月1日に閉鎖する予定であるとの報告を受けたところでございます。

なお、令和5年2月8日に住民の方から、永田駅トイレの閉鎖についてお問い合わせがあったため、現地を確認の上、JR側に照会したところ、1月上旬からトイレ閉鎖に関するお知らせを掲示し2月4日に封鎖したことを確認しております。

以上が経緯でございます。

○委員長（北田宏彦委員長） ありがとうございます。

ただいまの企画政策課長の説明の方なのですが、委員の皆さんから質問等ございましたらお願いいたします。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 8月2日にJRからそういう申し入れがあって、さらに10月22日に譲渡だと。

そういう駐輪場と、トイレのセットでの譲渡だと。

そういう提案になって、それについて、それ以外の財政支援だとかいくつがあると思うのですが、そういうものは、JR側としては、一切そういうものは市と話し合うつもりは無いという、JR側の提案としてはトイレを譲渡すると、それで市がトイレを管理しろと、今後、市の公衆トイレにしろってそういうことだと思うんですね。

そういうことでよろしいですか。

○飯高謙一企画政策課長 委員長。

○委員長（北田宏彦委員長） はい課長。

○飯高謙一企画政策課長 内容的にはそういうことになります。

○黒須俊隆委員 そういう意味では、この読売新聞とかに書いてある財政負担筋違いとか書いてあるし、先ほど課長が説明した30数万の負担は無理だって、それ30数万の負担っていうのはJRがトイレとして維持している中で、そのうちの一部を負担するとかそういう話であって、市が公衆トイレを新たに新規事業としてやるっていうことですよ。

やるかやらないかって話ですから、財政的に何らかの負担するのは当たり前のことなんだから、だから財政負担の問題っていうよりは、新規に公衆トイレをするかっていうそういうふうな問題にそこから変わったわけですよ、今までは、そのトイレ存続について市とJR

で話し合おうっていうのが最初の令和3年8月2日からの議論だったと思うのだけれど、10月22日からはもうJRは、もうトイレは存続しないっていう、そういう決定のもとに市に譲渡してもいいよって、そういう話だったと思うのですけれども。

基本的にはそういう話の流れになったっていうことでよろしいですか。

○齋藤友康企画政策課主査兼政策推進班長 委員長。

○委員長（北田宏彦委員長） 齋藤班長。

○齋藤友康企画政策課主査兼政策推進班長 10月の時点におきましては黒須委員仰るような形ではあるかと思うのですが、市としては、必ずしもトイレの譲渡だけではなく、そういう何かしらの負担をして、やるというような選択肢も考えて欲しいというような打診は10月の時点ではしております。

○黒須俊隆委員 それで、それがほぼ決裂したってのは、じゃあいつなんですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 齋藤班長。

○齋藤友康企画政策課主査兼政策推進班長 その時点は令和4年4月でしたかね、4月か5月かちょっとははっきりと覚えてはいないのですけれども。

○黒須俊隆委員 4月か5月くらいに決裂している。

○齋藤友康企画政策課主査兼政策推進班長 はい。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 1つは、財政負担筋違いつてその読売新聞に書いてある文言なんだけど、そういう立場からの市の意見とか考え方ってのはあると思うけれども、それとは別に、東金市の福俵駅のように、とりあえず、まずは待ってくれと、存続するのが当然だろうと、もしくは永田駅にトイレを設置しておくのはJRの義務だろうと、そういうような立場から、市は何で交渉しなかったのか、そういう交渉をしてるようなものが情報公開の中で出てこなかったのですけれども、これは単に情報公開の中で出てこなかっただけであって、市としてはそういうような交渉してきたのかどうかお伺いしたいと思います。

○齋藤友康企画政策課主査兼政策推進班長 委員長。

○委員長（北田宏彦委員長） 齋藤班長。

○齋藤友康企画政策課主査兼政策推進班長 交渉の中では継続についてのお願いはしておったんですが、基本的にはですね、施設自体が駅の利用者のみが利用できるトイレということの中で、原則論で言うと、JRの方でトイレの存続をお願いしたいという形での、我々は依頼をしていたところではあります。

○黒須俊隆委員 市としては、例えば駐輪場も何千万もかけて事業でやってるわけですよ、要はＪＲの客のために駐輪場作ってるわけですよ。

市としては大網駅において、さらに公衆トイレについてもロータリーの公衆トイレも、これも事実上駅の利用者のためにね、作ってるわけですよ。

そういう財政負担、本来だったら全部民間企業であるＪＲが、そのお客さんのことはやるべきなわけで、それをやってるわけですよ。

だから、ふざけるなど、これまでやってきた市の駐輪場事業も全部お前たちがやれっていうふうにな、放置自転車の撤去にしてもＪＲがお前ら全部やれと、そのくらいのね強い交渉ができなかったのかと。

トイレを勝手に一方的にＪＲがね、まあ一方的ではないけれども、譲渡っていうそういう方法を提案してきた中で、まずは譲渡の前に残す方向で議論を継続させる、そういうようなことを市が強く言うような材料はいくらでもあるだろうと私は思うわけですよ。

それを何でしなかったんですか。

(発言する者なし)

○黒須俊隆委員 では委員長。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 これ、すごく財政負担を伴うような形も可能性としてはあるわけだから、課長レベルで決められないことなのかもしれないですよ、担当レベルでは決められない可能性はありますよ。

そういう中で、どこまで、例えば副市長とか市長が、このＪＲとの交渉の内容を把握していたのか、最終的な決断を課長レベルでして、それで単に稟議で通っただけなのか、それとも市長なり副市長なりのそういう最終的な決断があったのか、その辺りも含めて説明してください。

○飯高謙一企画政策課長 はい、委員長。

○委員長（北田宏彦委員長） 飯高課長。

○飯高謙一企画政策課長 この今までの経緯、また各課照会した内容については、全て市長、副市長に相談というか報告しております。

その上で、市の方でこの隣接地を含む土地についての利用方法も見つからない中で、このトイレを受け取るのはどうかということで、判断していただいた中で、受け入れ自体はしないという方針で決定したところでございます。

○黒須俊隆委員 はい。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 この会議録を読む限りは、ほとんど細かい具体的なこちらからの提案とか全く書いてないのだけれども、例えばJR側が一方的にその駐輪場とセットで譲渡するって話をして、それに対して他の課が、駐輪場用地の使い方が無いと、そういう中で断ったって話だったけれども、トイレ僅かなスペースですよ、トイレだけは市が引き取るけど駐輪場は引き取れない、例えばそういう方法もあるかもしれないしね、当然トイレに行くためには、その通路も必要だからトイレだけ引き取ってフェンスの中にあるっていうわけには当然いかないと思うけれども、細かい色んな交渉ってのはいっぱいあっても良さそうなのに、他の課が何も提案してこないから断りましたって、そんなことで企画政策課ってというのが市の未来をね、先ほど北田委員長からこの永田駅ってのは大綱にとって必要だろうと、大網白里市にとって2つしか無い駅でね、これ永田駅の機能が低下することってというのは、企画政策課がどんなふうを考えて、どう考えてんだって、舐めてるんじゃないのかって私は思うわけで、他の課が何の提案もしてきませんでしたっていうね、市長も積極的に残す気がありませんでしたそういうことでいいんですか。

企画政策課としては、そのトイレが無くなっても、別に他の課も何も提案してこなかったし、自分たちも何の提案も持ってないってそういうことでいいんですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 齋藤班長。

○齋藤友康企画政策課主査兼政策推進班長 今のお話の中で、駐輪場として利用されてた隣接地とトイレがセットというようなイメージでお話をされてるかと思うのですが、他課に確認したのは、駐輪場のように使われていた隣接地の使用であって、トイレの判断につきましては、当課の方で市長と相談した中でそのような判断に、結論に至ったという状況でございます。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 あとは細かいことを質問しますが、そのJRに言われるがままにその10人しか利用してないと、10人未満だって書いてあるんでこれには、JRが言ったのは10人未満だって、10人未満ってのは9人なのか8人なのか知らないけど、もしかしたら1人か2人か知らないけど、本当にそんなことがあるのかと。

これ1,500人ってなってますけれども、これは私が示したとおり平成18年までコロナ前の段階では2,000人は超えているわけで、で、朝と昼に分けるって、ほぼこの時間帯に集中し

てるから朝晩1,000人ずつ来るんですよ。

1,000人も2時間くらいの間を使う中で、仮に8人だとしたら4人ってことですよ。

1,000人が2時間の間に利用して4人しか使わないんだって、そういうことをJR側が一方的に言ってるのをはいはい、そうですかって、そのとおりですかって、そういうことなんですか。

で、30何万だって言ってるのもJR側が言ってるけど、30何万も20何万も変わらないけど、市が例えば下水道代をある程度免除するだとかね、そういう方法だって例えばあるわけですよ。

これ下水道代免除するなんて言ったら、市が別に新たに金銭的な負担をするわけではなくてね、だから、下水道代の免除ってそういう形で処理することなんかがあるのだから当然考えられるわけで、いくらでも話を続けてトイレをとにかく残す。

今回トイレはもう撤去されて、水道管だか何だかもう撤去したっていう話なんだから、ある意味、その次の段階にいつてしまったんですよ。

また復活させるためには水道工事から始めないといけないわけですよ、下水工事か水道工事かちょっとよく分からないですけども。

これはすごく企画政策課としてね、こんなことで良かったのかっていうのは、やっぱり1度検証した上で、その上でね、この私は、これは非常に市の、企画政策課とは言わないですよ、それは市長の責任もあるし、市全体の責任として反省を踏まえて、陳情が通った後は2度とこういうことが無いように、復活のために進めてもらいたいと思う中で、ぜひ明らかにしてもらいたいと思うのですけれども。

○委員長（北田宏彦委員長） よろしいですか。

○黒須俊隆委員 はい。

○委員長（北田宏彦委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 私もこの問題聞いてね、企画政策課に伺ったんです。

私はそのときに申し上げたのは、JRがそのトイレを閉鎖するなんてとんでもないと、これは期成同盟に要望としてあげて欲しいという話をしたのですけれども、ただそのときに、1年以上前からのこんな経過があったってのは全く知らなかったんです。

おそらく今、この間、黒須委員が一般質問でした、市民の皆さんは聞いた人は分かる、いまだに市民の人が分からないわけです。

今の話の中で、市長の市長判断はどうだったんですかって聞いたら、市長が、その都度、

確認しながら進めています、という話だったんですけれども。

ちょっとお伺いしたいのは、令和4年4月18日に、庁内の意見を聞いたってことですが、庁内に対してこういうことを聞こうというふうなことで、聞いたんだと思うのですが、こういうことで聞いていいかっていうことの確認は、庁内に聞く前に市長には確認取ったのですか、まずそこから。

○委員長（北田宏彦委員長） 齋藤班長。

○齋藤友康企画政策課主査兼政策推進班長 各課に照会するという内容については、市長の方には確認は取っておりません。

○蛭田公二郎委員 内容については、確認取っていない。

どういう内容で各課に聞いたの。

例えば、こういう、これこれJRから話があったんだけど、市としては、これはとても譲渡の提案について受けられないと思う、というふうなことで考えていくんだけど、各課はどう考えるのかとか、どういうふうに聞いたのかっていうところを教えてくださいませんか。

○委員長（北田宏彦委員長） 齋藤班長。

○齋藤友康企画政策課主査兼政策推進班長 駅に隣接する駐輪場のように使われていた隣接地について、各課で使えるような何か構想がありますかということで、そういう内容の方を照会したものです。

○蛭田公二郎委員 断ったには私、大きく2つあると思うんですけれども。

第一義的には、これはJRの敷地内のものだから、これはJRの問題でしょうということが1つは市の考え方であると。

もう1つは、財政問題。

これはなかなか難しいと思うのですが、30数万とかっていう金額出てますけど、市の財政が厳しいこと分かるけれども、市民が今困ってる状態を何とかしなくちゃいけないっていうことを考えた場合に、財政、そんなにとっても受けられないような、そういう程度のものなのかどうなのか。

私考えたときに、これは十分検討する余地があったんじゃないかと思うんです。

JRも全く一方的に閉鎖しちゃいますよっていうことじゃなくて、譲渡の提案、トイレとそれからトイレの他のところの隣地も含めて、それはJRのそのところでフェンスの囲いもして、譲渡した時は市として使ってもらい、使い勝手のいいような形でもって譲渡するけどもどうだと、金額的にはどうだという提案があったんですけれども。

私は、十分検討に値するそういう提案じゃなかったのかと思うんです。

もちろん私も、一義的にはJRが責任を負うべきものだと思うのですが、ただ、トイレというのは…。

○委員長（北田宏彦委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 はい。

○委員長（北田宏彦委員長） できれば意見ではなく質問を、折角来ていただいているので、これまでの経緯についての質問をお願いします。

○蛭田公二郎委員 質問でね。はい、失礼しました。

意見は除いて私は、財政的な問題だったら十分に検討の余地があると思うのですが、そのことを市が勝手に判断するのではなくて、それこそ議会だとかも含めて検討すべきじゃなかったのかと思うのですが、その財政問題についてお答えいただきたい。

○委員長（北田宏彦委員長） 齋藤班長。

○齋藤友康企画政策課主査兼政策推進班長 今、金額に関しましては、維持費の30万円だけが取り上げられてるような私印象なのですが、実際にはですね、そこに掛かるトイレトーパーであったり、補充であったり、清掃に係る人件費っていうのが、またさらに別途掛かる形になります。

加えて、先ほど課長の方からも説明ありましたが、建てられてから50年以上経過している大分老朽化してるような施設になって参りましたので、加えてトイレ自体が和式の状況でしたので、それを市に譲渡した際には、ゆくゆくは洋式に更新であったりとか、建物自体の更新っていうのも見込まれてましたので、そういった諸々の費用を全部踏まえまして、財政的に困難であろうというふうな判断をしたところでございます。

○委員長（北田宏彦委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 これでお終いにしますけれども、実はこういう問題っていうのは、他にも起きてまして、例えば九州の鳥栖市なんかでは、そういう問題が起きてから、これはしかし、市民が困っているのをそのまま見ておくわけにいかないからといって、色んな条件をつけて、市もJRと協働しながら維持しようというふうになったんです。

私は、財政の、今、齋藤さんが言ったような、他にも色々お金が掛かるんだと、しかしそれも含めて、私は十分検討の余地、とてもそんなお金じゃできませんよって市民がいるかって言ったら、私は決してそうじゃないと思うんですよね。

だから、余所でもそういう市と一緒に協働でやってることも含めて、ぜひ検討していただ

きたいということで、これ最後に要望なりますけれども。以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方、ご質問等よろしいですか。

○黒須俊隆委員 最後一言だけもう一つ。

○委員長（北田宏彦委員長） はい、黒須委員。

○黒須俊隆委員 仮にこの陳情が通った後の企画政策課としての対応について考えられることっていうんですか、陳情が通った後のこれは市民の声ということで対応を進めていくつもりがあるのか…。

（「マイク」と呼ぶ者あり）

○黒須俊隆委員 仮にこの陳情が通ったときの対応として、市としてはそれなりの陳情が通ったんだから、対応を進めていくと、そういうことなのか、それとも、これ情報公開が5月中で終わってるんで、途中で終わっちゃってるんですけども、JRの方は、市として独自に陳情的な、JRに対する陳情とかね、そういうのはあんまりするなど、それどころか期成同盟の中にも入れるなど、そういうような態度を取ってるわけですよ。

それに対して、課長も、いやその仮に陳情が通ったらね、市としてはそれなりの対応をしなきゃいけないって課長言ってるわけで、それは、現在も変わらないでね、市として仮に陳情が通れば通ったものとして、市民の意見が通ったんだということで、何らかの市の対応方が進められるのか、それともJRがもうこの市として独自に受け付けないって言ってるから市としては何もしないというそういう立場なのか。

これ仮の話なので、ちょっと答えにくいかもしれないですけども。

○委員長（北田宏彦委員長） 飯高課長。

○飯高謙一企画政策課長 今、黒須委員からご質問いただきましたけども、市としましては、これから採決される中で、もし採決されなくともですね、十分市民の方から、また議員の皆様からご意見をいただいておりますので、継続的に要望していく中で、要望書の提出も併せて、JRと協議再開に向けての協議は必要だというふうには認識しております。

で、今後対応については今申し上げたように引き続きですね、JR側とは協議をしていく気持ちではあります。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） よろしいですか。

○黒須俊隆委員 はい。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方、無いようでしたら、企画政策課の皆さん、大変

ご苦勞様でございました。

退席していただいて結構でございます。

(企画政策課 退室)

○委員長(北田宏彦委員長) それでは、ただいま企画政策課の方の説明がありましたが、討論はございますでしょうか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 賛成の立場から、陳情に対する賛成の立場から討論しますが、今回、瑞穂地区区長会長からあがってきたこの陳情のが大きな点として2点あげられてるわけですが…。

(「マイク」と呼ぶ者あり)

○黒須俊隆委員 失礼しました。

賛成の立場から討論しますが、今回、本陳情で挙げられている大きなところ、項目2点あるわけですけど、1つはJRに対する利用再開の働きかけということで、これは陳情があろうが無かろうが市はこれからも続けていくというふうに今、企画政策課長から言われたわけですけれども、もう1つ大事なものは、この2点目の市はトイレの利用を再開するために必要な支援を行うことっていう、これが非常に大事なことだと私は考えます。

仮にJRと市が、今回、物別れになっていたのをまた交渉してくれる、するというふうに、JR側が仮になったとしても、交渉がだらだら続く可能性もある中で、市がトイレ再開のためのあらゆる支援をするんだという、して欲しいというそういう陳情だというふうに私は理解をして、これを市がそういう姿勢を持ってやるということが非常に大事なことだっていうふうに認識した上で、この陳情に対して賛成をしたいと思います。

○委員長(北田宏彦委員長) 他の委員の方よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

陳情第3号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(北田宏彦委員長) 賛成総員。

よって、陳情第3号は採択と決しました。

以上で、陳情第3号の審査を終わります。

◎陳情第4号 入札監視委員会を設置してもらうための陳情

○委員長(北田宏彦委員長) 次に、陳情第4号 入札監視委員会を設置してもらうための陳

情の審査を行います。

陳情の内容については、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 この入札監視委員会を設置してもらうための陳情というのは、この間、出されて、出され続けている陳情だと思います。

今回の陳情の内容としては、平成18年5月に閣議決定された適正化指針により入札は、学識経験者等の第三者の意見を適切に反映することが全ての発注者に対して求められているというそういう内容が盛り込まれています。

これ一体どういうものなのか私もちょっと調べてみたところ、平成18年5月23日に閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」というそういうものです。

この28ページとかそのくらいあるものなんですけれども、そのうちのこの7ページ、6ページから7ページだったかな、にですね、6ページから7ページにかけて第三者機関のそういう審議みたいなものを設けると、その中で、それが必ずしも効率的とは認められない場合もあるので状況的に応じて、規模の小さい市町村や特殊法人等においては、第三者機関を共同で設置することなど、そんなふうに細かく書いてあるわけです。

これまで陳情者は、市町村の規模に応じて、この財政的にも負担の掛からない中で、第三者機関を設置して、適正化を進めるようにと、その入札の適正化を進めるようにという意図のもとに、この入札監視委員会を設置してもらうための陳情というものを出し続けてきたわけなんですけれども、今回例示されたというこの適正化指針ですか、平成18年に閣議決定された適正化指針においても、これまで市町村の規模に応じたそういう第三者機関を設置すればいい、いいということでもって陳情をあげてきたのが、閣議決定の中でもきちんと書かれているということが確認できました。

そういう意味からも、国も積極的に、市町村で、第三者機関である入札監視委員会を設置して入札の適正化に努めよ、という指針があるということ踏まえ、賛成をしたいなというふうに思っております。

また、適正化指針の後に、この適正化の法律もできてます。

それについては努力義務で、その第三者機関が無いから直ちに罰則だとかそういう話ではないけれども、各市町村は努力しないとイケないんだと、こういう適正化指針に書かれてる

ようなそういうことを適正化のために努力をしろとそういう法律まであります。

そういう意味ではね、多くの自治体が第三者機関を設置して、入札適正化を進めている中で本市においても当然進めていかなければいけないと、そんなふうにも考えています。

ちょっと、質問というか意見というよりは、質疑というよりは意見になってしまいました
が以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方。

山下委員。

○山下豊昭委員 この入札監視委員会を設置して欲しいという陳情につきまして、私もこの総務常任委員会に入らして2年間出席をさせていただいております。

その中でまず感じたのは、この陳情者が申し上げられている内容については、確かに正しいことを仰ってるなど、そういう認識は私も十分感じて今まで出席をさせていただいてました。

また前回の188号について私は発言させていただきました。

必要性については十分考えていますということで経費の大小に関わらず、設置すべきものに対しては、そういった時には大いに賛成の意思表示をしていく気持ちも十分持ってますという発言をさせていただきました。

そういうところの観点から、私自身も色々真剣にこの総務常任委員会の中では意見は、言わせていただいているというふうに思います。

今回ですね、大網白里市における適正な契約等入札の将来に向けてどのようなビジョンで、取り組んでいく必要があるのかというところを考させるという、このずっとこの2年間でございました。

その中で私自身が感じるのは1つ、私も企業に勤めているときから、やはりこの入札という部分については関わってきた経緯もございますし、その中で1つ、ダンピング受注という項目が感じたことがございまして、常識的に公共工事等において一般的に入札によって、参加業者の中で一番安い価格で入札をした業者が仕事を受注できるというのが、入札部分という仕組みではなかろうかというふうに思いますし、その部分でやはり一番安い価格をですね、提示をすれば、仕事を受注できるということだけで物事を考えて推移をして、決定をしていくということになれば、業者さんサイドの企業サイドの立場で考えれば、やはり普通に企業としての利益、それからさらに赤字になるような価格で入札をして仕事を受注することを、一般的にはダンピング受注という申し合わせ認識っていうのもあると思います。

その中で今回もこの陳情者が仰ってる必要性、入札監視委員会の必要性ということ、私自身も考えさせていただきまし、今回もですね、公共工事の業務の予定価格そのものについても私も今回、また勉強を1つさせていただきまし、県から申し上げましても、仕事に関わる、人件費や材料、機械費等の費用、それから利益を考慮して決められるものだというふうに、予定価格というはあるんだということ認識した次第です。

さらに入札に参加する業者はどのくらいの金額で適切な施工ができるのかというところまで検討して、決めていくということが通常であると思います。

また、他業者との競争に勝つためには、明らかに信じられないような金額で入札をする場合が多々、一般社会の中でもあるというふうに思います。

でも、そのような受注の方式っていうのはあってはいけなし、そのことで1つだけ私が古い話で申し訳ございませんが、1964年の東京、日本で初めてオリンピックが開催をされました。

そのときに、私ちょっと高齢なのでその時代古い時代のことをちょっと思い出したのですが、東京オリンピックの時に空手競技で使うためのマットを使う業者さんが、1円入札ということを行ったことがございます。

その時は非常に世間を騒がせた事件でございました。

東京五輪という世界的なビッグイベントに関わることで、その企業としては、製品の宣伝効果を見込んでの1円入札というのを敢行したそうです。

そういうことも含めて、今回、私が非常に一番びっくりしたのはですね、予定価格に1円の違いも無い落札が本市においても初めて私も経験をさせていただきましたし、東京オリンピックのこの1円入札とは全然違うとは思いますが、私としてはその当時のことを思い出させる今回の、本市における入札の状況、というのを初めて経験をしました。

そのような観点から、私自身は今回常識的な観点からも自分としても、あまり稀には本当にあるかもしれないかもしれませんが、決して同じ1円の位まで、全てがしっかりというような入札っていうことは、今後やっぱり、そこにはあってはいけないような思いをいたしました。

金額を提示する側と、入札を決める側にも、やはりもう少し、世間的にも一般常識から考えても、もう少しそこには、人間的な判断というものができたのではなかろうかというふう感じております。

そのようなことから、今回のをちょっと、陳情者が、この実際に正確な年月は分かりませ

んがもう2年以上、3年以上、そのぐらいの気持ちで連続的に1つのこの陳情、入札監視委員会の設置について頑張って主張をされてるということについては、やはり、私自身としては今回、今後の大網白里市の入札と将来に向けては、やはり襟を正してしっかりと向き合っていくべきだろうというふうに判断をせざるを得ない結果ではなかろうかというふうに私自身思います。

以上でございます。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方。

では引間委員、どうぞ。

○引間真理子委員 今回の陳情なんですけれども、この陳情の中にもありますとおり、公共工事の入札及び契約手続きにおいては、やはり公平かつ適正、そして透明性を確保するという事は、本当に大事なことだと思います。

そういった意味からも、今後将来的にも第三者委員ですか、入札監視委員等の第三者に対するチェックというのは、必要になってくるのではないかなということ、ちょっと今、感じてはおります。

一応意見としては以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 先ほど黒須委員からは、今回陳情で出された平成18年の閣議決定の内容の紹介がありましたけども。

私調べてみたらその後もですね、政府の閣議決定なりあるいは通達の中で、この公平性透明性を確保するために、第三者機関の設置、これが有効だっていうことを再三言っているんですね。

最新では令和4年5月20日の閣議決定ですけれども、タイトルは「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更」とこういう閣議決定がされて、これを受けて6月1日に各都道府県知事に総務大臣が通達をしているということなんです、その部分だけちょっと読み上げて紹介しますと、大体同じような内容なんです、こういうふうに言ってるんですね。

入札及び契約の過程並びに契約の内容について、学識経験を有する等、第三者の意見を適切に反映する方策に関する事。

入札及び契約の過程並びに契約の内容、透明性を確保するためには、第三者の監視を受け

ることが有効であることから、各省各庁の長等は、競争参加資格の設定確認、氏名及び落札者決定の経緯等について、定期的に報告を徴収し、その内容の審議及び意見の具申等ができる入札監視委員会等の第三者機関の活用、その他の学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとする。

これがね、先ほど陳情者も言った平成18年のその流れを汲んで最近の閣議決定なり通達でも、そういうことがされているということで、私は、そういった方向に沿った陳情のだと思いますので、賛成したいと思います。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方。

土屋副委員長。

○副委員長（土屋忠和副委員長） まず佐藤さんの文章の中に、この陳情の中に市民や納税者の信頼や理解を得るためという言葉だと、市民の信頼を高めることができますという言葉があるのですが、先ほど第7号議案の議案質疑におきまして、これに関連してしまっておるんですが、低入札制度により調査は無かったが、内訳書の提出をしていただいたとありました。

しかし、市民の信頼を高めることができない入札額の状況であったということは、私も承知しました。

よって、執行部側の動向を見込みつつ、これからは入札監視委員会の設置も視野に入れる必要があるんだなということの意見を述べたいと思います。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） それでは次に討論ですが、希望者ありませんか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 この本陳情に賛成の立場から討論しますが、第三者機関を設置して行うべき業務内容っていうのは、おそらく、そのときのその入札そのものを否定したり、肯定したりという話ではなくて、1年の間に数回の委員会を開いて、その中で、これまで以前のそれ以前に行われた入札等において果たしてどこまで適正だったのかとか、何か問題点は無いのかとか、あと現状の中で課題は無いのかとか、そういうことを少しずつ市民の信頼を得るようなそういう制度にしていくためのそういう委員会だと、私は考えています。

今回の例えば7号議案のようなことがあった場合、果たして例えば、先ほど蛭田委員が令和4年5月20日の閣議決定の話されましたが、その中で、令和4年5月20日の閣議決定で新たに変更になった部分のうちの1つっていうのが、山下委員も言っていましたダンピング対

策のことが新たに加えられたわけで、ダンピング対策のために低入札価格調査基準等が適正な水準で設定されているかどうかという、そういうことがこれから問題になっていくわけで、今回の耐震工事の落札された業者が、失格になった業者よりもはるかに低い管理費ですか、設定しているということが分かって、基準価格の本当に4割以上低い価格になると思います。

このそういうようなことについて、果たしてこの低入札価格調査基準等が適正であったかみたいなことを、議論してもらって、そういうような委員会が第三者委員会が現在無い中で、本陳情で提案されてるような委員会は、非常に必要性が高いっていう、そういうふうを考えました。

よって、賛成をしたいと思います。以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方、討論よろしいですか。

はい、山下委員。

簡潔明瞭をお願いいたします。

○山下豊昭委員 私、最後にこの陳情者の方に申し上げたいことは、私自身も含めてですが、今までの総務常任委員会での入札監視委員会について協議をして参りました。

時には意見の無い時もあったかもしれません。

しかし、総務常任委員会としては、真剣に、やはり今までも全議員から全て本日に至るまで、これは総務常任委員会の委員の皆様の名誉のために申し上げさせていただきますが、真剣に討議をしてきたこと自体は、陳情者には理解をしていただきたいとそのように思います。

以上でございます。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の方、よろしいですか。

それでは、意見が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思います。

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） お諮りいたします。

陳情第4号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成総員

よって、陳情第4号は採択と決しました。

以上で、陳情第4号の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後 2時15分)

◎議案第4号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(北田宏彦委員長) それでは再開いたします。

(午後 2時25分)

○委員長(北田宏彦委員長) これより、付託議案の審査を行います。

まず、担当課から付託議案についての説明を受け、説明終了後に付託議案の採決を行います。

はじめに、議案第4号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務課を入室させてください。

(税務課 入室)

○委員長(北田宏彦委員長) 税務課の皆さん、ご苦勞様です。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えをください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第4号の説明をお願いいたします。

○北田和之税務課長 職員の紹介をいたします。

まず私の左隣が副課長の齋藤でございます。

○齋藤英樹税務課副課長 齋藤です。よろしく申し上げます。

○委員長(北田宏彦委員長) 課長 その隣が市民税班長の古内でございます。

○古内崇介税務課主査兼市民税班長 古内です。よろしく申し上げます。

○北田和之税務課長 私、課長の北田でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案第4号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず、改正の趣旨ですが、地方税法施行令の一部改正に伴い、大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の概要ですが、市の課税限度額の引き上げにつきましては、被保険者間の保険税負担

の公平の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、課税限度額を、医療分が63万円から65万円に、支援分が19万円から22万円に、政令に定める額に引き上げようとするものでございます。

次に影響額ですが、令和4年のデータでの試算にはなりますが、525万円の増額が見込まれます。

次に、2の軽減判定所得の引き上げにつきましては、国民健康保険税は低所得者世帯の負担を軽減するため、世帯の所得に応じて均等割額と平等割額を7割、5割、2割軽減する措置がございしますが、今回はこのうち5割、2割軽減の判定所得の基準額を引き上げようとするものでございます。

次に、影響額ですが、これも令和4年のデータでの試算になりますが、5割軽減の世帯が1,012世帯から17世帯増加し、1,029世帯に、2割軽減が976世帯から39世帯増加し、1,015世帯となり、軽減額は145万円の増加が見込まれます。

次に、施行日ですが、公布の日から施行とし、令和5年度分から適用いたします。説明は以上となります。

よろしくお願いたします。

○委員長（北田宏彦委員長） ただいま説明のありました議案第4号の内容について、ご質問等あればお願いたします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 何かこんな質問であれなんですけれども、改正の概要の影響額が、先ほどご説明いただいた525万円ですけれども、それぞれ医療分、支援分、介護分とあって、医療分で言えば160万円影響が増えるということですから、これ160万円の1世帯当たりの影響額、引き上げ額っていうのは、160割ることの78ということによろしいのか。

下も同じですね、365割ることの101。

これが年間の1世帯当たりの平均負担額ということによろしいのか確認いたします。

○委員長（北田宏彦委員長） 北田課長。

○北田和之税務課長 平均ということであれば、そういう形になります。

○委員長（北田宏彦委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 当然、医療分と支援分両方影響がある世帯も結構多いということになりますかね。

○委員長（北田宏彦委員長） 北田課長。

○北田和之税務課長 そうですね、この中では。

○委員長（北田宏彦委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 はい結構です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方、よろしいですか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 今回引き上げになるわけですがけれども、毎年毎年負担っていうのが、国民健康保険の掛かる費用ですね、そういうものが増えている中で、今年は、そもそもいくぐらい増える予定なのか、今までの流れからすると、どのくらいずつ増えてる、そんな辺りをちょっと説明いただけますか。

○委員長（北田宏彦委員長） 北田課長。

○北田和之税務課長 増えてるっていうのは、収納額がどれぐらい増えてるということですか。

○黒須俊隆委員 いや、その必要っていうの、保険全体の中で、市が負担したり色んな部分があると思うのだけれど、そういう全体額が、今回も差し引きとしては400万ぐらい増える予定なわけでしょ。

それは、市民から徴収する部分が増えるわけじゃないですか、400万くらい。

で、実際に必要額っていうのは増えてるのかということですか。増える予定なのかどうか。

○委員長（北田宏彦委員長） 北田課長。

○北田和之税務課長 まず、今年度につきましては、税率を改正させていただいたので、1億円程度増えてるっていうのがございます。

あと、この税率改正、今年じゃない、昨年度ですね、すみません失礼しました。

今年度につきましては、実際に今年度の所得データでまた計算してみないと、いくらまた、限度額を上げることによって、他が増えるのか、あるいは軽減も本当にこれだけの額が軽減になるのかっていうのはちょっと試算できない状況になっております。

○委員長（北田宏彦委員長） よろしいですか。

はい、黒須委員。

○黒須俊隆委員 あくまでも、全体のその仕組みの改正であって、公平化のための措置だという、なわけですね。

○委員長（北田宏彦委員長） 北田課長。

○北田和之税務課長 はい、そういう趣旨で改正させていただいております。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 今回、軽減の方は5割軽減と2割軽減の改正をするわけですが、これは理由は何ですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 北田課長。

○北田和之税務課長 地方税法施行令の方で2割と5割の軽減がされたので、それに合わせて本市も2割と5割を改正しております。

○委員長（北田宏彦委員長） よろしいですか。

○黒須俊隆委員 はい。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは税務課の皆さん、ご苦労様でした。

退席していただいて結構でございます。

（税務課 退室）

◎議案第6号 大網白里市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○委員長（北田宏彦委員長） 次に、議案第6号 大網白里市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課を入室させてください。

（総務課 入室）

○委員長（北田宏彦委員長） 総務課の皆さん、ご苦労様です。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第6号の説明をお願いいたします。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 委員長。

○委員長（北田宏彦委員長） 秋本課長。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） それでは、総務課でございます。

職員の紹介をさせていただきます。

私の隣、副課長の古内でございます。

○古内晃浩総務課副課長 よろしく申し上げます。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） その隣が情報政策業務改革推進班の班長の小倉でございます。

○小倉博明総務課主査兼情報政策・業務改革推進班長 よろしく申し上げます。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 私課長の秋本です。よろしくお願ひいたします。

それでは着座にて議案の概要を説明させていただきます。

議案第6号、大網白里市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の趣旨でございますが、行政手続きにおけます、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定により、番号法で定められた事務以外の事務について、本市が独自に個人番号を利用するため、条例中の所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の概要でございますが、3点ほど大まかにございます。

(1) といたしまして、提出書類の省略関係でございます。

マイナンバーによる情報連携を活用することにより、他市町村等から手続きに必要な個人情報提供を受けることで、申請者が提出する書類を省略可能とするため、下記の3つの事務について規定をするものでございます。

1つ目としては重度心身障害者の医療費助成に関する事務、省略可能な書類といたしましては課税証明書と健康保険証。

ひとり親家庭等医療費等の助成に関する事務も同様でございます。

もう1つ子ども医療費の助成に関する事務も同じく、同様の書類の省略を可能とするものでございます。

(2) の外国人生活保護受給者のマイナンバー利用関係でございます。

外国人の生活保護受給者、現在本市では4名が該当いたしますが、この方について、日本人の生活保護受給者と同様に、マイナンバー制度の利用を可能とするものでございます。

(3) としてその他でございますが、マイナンバー利用事務について、庁内部署間で必要な情報を確認したときは、手続きに必要な書類の提出があったものとみなし、書類の提出が省略可能となることを明確化するなど、その他の所要の改正を行っております。

施行日は公布の日からでございます。

ページ、めくっていただきまして、その他でございませけれども、県内自治体の利用の状況ということでございますが、重度心身障害者の医療費助成に関する事務につきましては、県内54自治体のうち、42自治体が導入済みという形になっております。

ひとり家庭等医療費等の助成に関する事務は43団体、子ども医療費の助成に関する事務は49団体、外国人の生活保護受給者に関するマイナンバー制度の利用は23団体という形になっております。

以上で説明の方を終了させていただきます。

よろしくお願いたします。

○委員長（北田宏彦委員長） ただいま説明のありました、議案第6号の内容について、ご質問等があればお願いたします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 マイナポータルで提出、転入については、全国的に各自治体が2月何日かでしょうか、マイナンバーカードで手続きができるというふうになってます。

転出、例えば東金から大網に来る場合には、東金市役所には出向かなくても、マイナンバーカードで転出手続きできる、ただ転入については、大網白里市の方では、なりすまし防止のために対面で手続きを行うと、こういう原則が全国的になっているのだと思うのですが。

私、マイナンバーカード、昨今のトラブルを見ると、安易に拡大することはいかがかなと思うんですが、それは別にして、今回手続きを簡素化するというので、今回の条例改正だと思うのですが、他の提出先の市町村から必要な個人情報は大網白里市が受ける、受けてね、そしてこうした課税証明とか健康保険証は、改めて調べなくてもいいですよってことなんですけど、それは、ご本人には確認、同意を得るのかどうか、その点確認したいと思います。

○委員長（北田宏彦委員長） 秋本課長。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 例えば、子ども医療費の助成の申請書の中で、本人に情報連携で情報を取得していいかという同意を得て、同意欄にチェックいただいて、いただいた方に対して、この情報連携を行うというものでありまして、同意をいただけない方については、今までどおり、ご自分で所得証明なりを取っていただくという形になるかと思いますが、一般的には同意をいただいているというのが実情だと思います。

以上でございます。

○蛭田公二郎委員 質問は結構です。以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方、ございませんでしょうか。

山下委員。

○山下豊昭委員 (2) のですね、外国人生活保護受給者のマイナンバー利用関係のところですか、その中の説明の中で括弧で本市では、現在4名が該当しているという説明になっておりますが、これは生活保護受給者が4名いるということなのか、それとも本市に在籍をしている外国人の総数は4名しかいないという説明なんでしょうか。

○委員長(北田宏彦委員長) 秋本課長。

○秋本勝則参事(総務課長事務取扱) こちらはですね、外国人の方で現在生活保護を受けている方が4名いるということでございまして、実際に外国人の方は相当数いらっしゃいます。

○山下豊昭委員 分かりましたありがとうございます。

本市に在籍、在住なさっている外国人の方の総数というのは把握はされてるんでしょうか。

○委員長(北田宏彦委員長) 秋本課長。

○秋本勝則参事(総務課長事務取扱) ちょっと現在の数字というのは分かりませんが、相当数、数百人はいると思います。

○山下豊昭委員 分かりました、ありがとうございます。

○委員長(北田宏彦委員長) 黒須委員。

○黒須俊隆委員 今回のこの改正が、番号法に定められた事務以外の事務についてって、そういうふうに説明で書いてあるのですけれども、何ていうかその市町村の条例を改正すれば、事務以外の事務ってのは何でも改正できるものなんですか。

ちょっと変な質問ですが。

○小倉博明総務課主査兼情報政策・業務改革推進班長 委員長。

○委員長(北田宏彦委員長) 小倉班長。

○小倉博明総務課主査兼情報政策・業務改革推進班長 いわゆる独自事務については、やはり何でもかんでもできるというものではありません。

基本的には税や社会保障、防災、それに類するものになっておりまして、それにプラスしまして、国の機関である個人情報保護委員会の方で、こういった事務は情報連携、独自事務としてできるよっていうことを挙げてありますので、その事務が対象となりますので、どんな事務でも情報連携できるものではないです。

○委員長(北田宏彦委員長) 他の委員の方、よろしいですか。

それでは、総務課の皆さん、ご苦労様でした。

退席していただいて結構でございます。

(総務課 退室)

◎議案第3号 令和5年度大網白里市一般会計補正予算(第1号)

◎議案第7号 契約の締結について

◎議案第8号 財産の取得について

◎議案第9号 令和5年度大網白里市一般会計補正予算(第2号)

○委員長(北田宏彦委員長) 次に、議案第3号 令和5年度大網白里市一般会計補正予算、議案第7号 契約の締結について、議案第8号財産の取得について、議案第9号 令和5年度大網白里市一般会計補正予算を議題といたします。

財政課を入室させてください。

(財政課 入室)

○委員長(北田宏彦委員長) 財政課の皆さん、ご苦労様です。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第3号、議案第7号、議案第8号及び議案第9号の説明をお願いいたします。

○古内 衛財政課長 委員長。

○委員長(北田宏彦委員長) 古内課長。

○古内 衛財政課長 財政課でございます。

本日の出席職員を紹介させていただきます。

まずは皆様から向かって、私の左側が副課長で契約管財班長の渡辺でございます。

○渡辺茂行財政課副課長兼契約管財班長 渡辺です。よろしくお願いいたします。

○古内 衛財政課長 またその奥ですが、副主幹で契約管財担当の四之宮でございます。

○四之宮正明財政課副主幹 四之宮です。よろしくお願いいたします。

○古内 衛財政課長 次に皆様から向かって私の左隣が副課長の内山でございます。

○内山義仁財政課副課長 内山です。よろしくお願いいたします。

○古内 衛財政課長 またその奥が、主査で財政班長の加藤岡でございます。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 加藤岡です。よろしくお願いいたします。

○古内 衛財政課長 なお本日は内容が多岐にわたるため、出入口隅に職員2名を補助員として同席させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

○古内 衛財政課長 最後に私、課長の古内でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以後は着座にて失礼いたします。

それでは去る5月24日、6月6日の両日に開催された全員協議会でお配りした資料に沿って、議案番号順にご説明をさせていただきます。

はじめに資料、6月補正予算括弧案の概要をご覧ください。

議案第3号 一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算にそれぞれ2億2,845万9,000円を追加し、予算総額を162億5,737万1,000円にしようとするものです。

歳出予算の内容について申し上げます。

はじめに物価高騰対応に係る補正予算ということで、低所得世帯支援給付金事業として、1億5,998万7,000円を計上いたしました。

この事業は、物価高騰による家計の影響が特に大きい低所得世帯を支援するため、1世帯当たり一律3万円を支給するものです。

対象者は、令和5年6月1日時点で本市に住民登録があり、世帯全員の住民税均等割が非課税である世帯として4,900世帯、また令和5年1月から9月までの間で家計が急変し、同様の事情にあると認められる世帯につき100世帯、合わせて5,000世帯を見込んでおります。

給付額として1億5,000万円のほか、システム構築及び給付金事務補助に係る業務委託料、また人件費や通信運搬費などの事務費につき、998万7000円を計上いたします。

なお、支給時期は8月以降を予定しております。

財源は全額国費で裏面2ページ下段でお示しの3その他歳入のうち、（1）地方創生臨時交付金1億5,998万7,000円を活用するものです。

1ページにお戻りください。

次に、その他歳出について、4つの事業内容を申し上げます。

1つ目は新型コロナウイルスワクチン接種関係事業で、補正額は3,452万6,000円となります。

新型コロナウイルスワクチン接種関係事業に係る予算については、令和4年度から令和5年度へ2,254万8,000円を繰越措置したところですが、既に開始している令和5年春開始接種

において、各種業務委託料等に不足が見込まれることから、必要な経費を計上するものです。

今回の接種対象者は、65歳以上の高齢者を基本に、5歳から64歳までの基礎疾患を有する者、このほか医療従事者、介護従事者等1万1,200人を見込んでおります。

経費の内容ですが、コールセンターや接種会場運営に伴う人材派遣等の業務委託料として、2,464万5,000円をはじめ、昨年度まで千葉県が実施していた個別接種促進支援交付金400万円を計上するとともに、通信運搬費等の事務費につき、588万1,000円を措置したところです。

財源は全額国費で、裏面下段、その他歳入のうち、(2)新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金、3,452万6,000円を予定するものです。

続いて2ページをご覧ください。

2点目の市制施行10周年記念事業ですが、全国的に知名度のあるテレビ東京の番組、開運なんでも鑑定団を招致し、シティプロモーションを図るための必要経費として、会場設備関係業務委託料のほか、消耗品費等、補正額として、86万3,000円を計上いたしました。

番組の収録は大網白里アリーナを会場に、10月22日の日曜日に行う予定ですが、併せて市民向けの案内や出演募集については、7月1日号の広報紙やホームページ等を通じて周知を図るべく、準備を進めているところです。

なお、財源は全額一般財源となります。

次に3点目は、白里地区コミュニティバス運行事業で、補正額は452万5,000円となります。白里地区コミュニティバス、いわゆる、はまバスの運行业務に係る契約期間が、令和5年9月に終了するため、今年度10月以降の運行継続に必要な経費を計上するものです。

財源は下段、その他歳入のうち、(3)コミュニティバス運賃収入として、55万5,000円を見込み、残る397万円が一般財源となります。

なお、当該車両の運行に係る業務委託契約期間を令和7年度までの複数年にわたり締結すべく、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの債務負担行為を併せて設定することといたします。

最後に4つ目の社会福祉関係国庫補助金返還金ですが、令和4年度に実施した住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に係る国庫補助金が確定したことに伴う返還金として、2,855万8,000円を計上するもので、財源は全額一般財源となります。

続いて3その他歳入の内容をご説明いたします。

(1) 地方創生臨時交付金から(3)コミュニティバス運賃収入については、これまでに

ご説明のとおりです。

最後の（４）前年度繰越金ですが、今回の補正に伴う事業費の財源につき、一般財源分として3,339万1,000円を増額し、歳入歳出予算総額の調整を図るものとなります。

以上が議案第３号の内容でございます。

引き続き、議案第７号説明資料をご覧ください。

議案第７号 契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は大網白里市庁舎整備改修工事について、去る５月11日に、制限付き一般競争入札を行った結果、長生郡一宮町の片岡工業株式会社が、２億4,635万4,394円で落札したことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。

落札率は89.83パーセントとなります。

なお本件の入札に当たっては、本市低入札価格調査制度実施要領に基づき、まずは調査基準価格を下回った４社のうち３社を第９条に規定する価格失格判定基準を下回ったため、失格としたところですが、併せて、残りの１社についても、低入札価格調査報告書に代わる届出、いわゆる辞退届出が提出されたため、調査基準価格以上の金額で応札のあった３社の中で、最低価格を提示した者を落札者といたしました。

以上が議案第７号の概要でございます。

続いて、議案第８号説明資料をご覧ください。

議案第８号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、消防自動車１台を購入するに当たり、去る５月11日に制限付き一般競争入札を行った結果、東京都八王子市の日本機械工業株式会社が、2,557万5,000円で落札したことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、落札率は98.94パーセント、車両の配備先は、消防団第１分団第１班、南町、浜宿、仏島地区となります。

以上が議案第８号の概要でございます。

最後に資料、６月補正予算案（その２）の概要をご覧ください。

議案第９号、一般会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

本案は歳入歳出予算にそれぞれ２億2,994万4,000円を追加し、予算総額を164億8,731万5,000円にしようとするものです。

今回の補正予算は、物価高騰対応ということで、地方創生臨時交付金及び県補助金を活用した歳出予算につき、3つの事業費を計上いたしました。

1点目は、元気回復クーポン券事業として1億6,928万4,000円を計上することといたします。

この事業については、昨年、第2回定例会でご承認をいただき、年末年始を中心に実施した内容と同様となりますが、物価高騰の影響を受けている市民生活の応援と地域経済の回復を目的として、市民の皆様へ広く均等に、その効果が行き渡るよう、本年9月1日時点で住民登録のある全市民を対象に、1人当たり3,000円のクーポン券を配布するものです。

クーポン券の発行総額として、4万8,400人分、1億4,520万円を見込むとともに、業務委託料等の事務費につき、2,408万4,000円を併せて計上いたしました。

配布するクーポン券は、市に登録のある取扱店舗での利用が可能で、500円券の6枚綴り。そのうち全店共通分が1,500円、中小店専用分が同じく1,500円となります。

なお、配布時期は10月下旬以降で、利用期間は11月1日から来年1月31日までを予定しております。

財源については、裏面2ページ下段にその他歳入でお示しの、(1)地方創生臨時交付金1億3,209万3,000円のうち、1億706万7,000円を予定し、残り6,221万7,000円は一般財源で対応することといたしますが、今後、当該交付金の追加交付があった場合は、この部分の財源として充当することで、一般財源の低減を図って参ります。

次に2点目ですが、子どもの成長応援臨時給付金支給事業につき、3,563万4,000円を新規計上することといたします。

この事業は、千葉県の事業として実施するもので、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の支援を目的として、習い事や体験活動等の経費の負担を軽減するため給付金を支給するものです。

対象者は、本年4月30日時点で住民登録のある小学1年生から中学3年生までの児童で、小学生2,152人、中学生1,238人の合わせて3,390人を見込み、1人当たり一律1万円を支給いたします。

給付額として3,390万円のほか、システム改修委託料を始め、消耗品費、手数料、通信運搬費などの事務費につき、173万4,000円を併せて計上いたしました。

なお、給付時期は8月初旬を予定しております。

財源は裏面下段その他歳入で、(2)千葉県子どもの成長応援臨時給付金事業費等補助金

3,563万4,000円とあるとおり、全額県費となります。

続いて裏面2ページをご覧ください。

3点目は、給食費負担軽減対策として、2,502万6,000円を計上することといたします。

物価高騰の影響を受けている保育、教育施設に対して、給食費の負担軽減対策を講じるもので、物価上昇率を10パーセントと見込み、民間保育所、小学校、中学校ごとに、現行の給食費に対して、増額が見込まれる部分につき助成を行うものです。

民間保育所については、定員1人当たり年間6,000円の増額を見込み、定員全員分として621万6,000円を、また小学校は児童1人当たり年間5,500円の増額を見込み、全員分で1,140万2,000円を、中学校は生徒1人当たり年間6,380円の増額を見込み、全員分で740万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

財源は全額国費で、下段その他歳入でお示しの(1)地方創生臨時交付金のうち、2,502万6,000円を予定するところです。

以上が歳出予算の内容となります。

引き続き、2その他歳入についてご説明申し上げます。

(1)地方創生臨時交付金及び(2)千葉県子どもの成長応援臨時給付金事業費等補助金については、これまでにご説明のとおりです。

次の(3)前年度繰越金ですが、事業費の財源につき、一般財源分として、6,221万7,000円を増額し、歳入歳出予算総額の調整を図るものでございます。

以上が議案第9号の内容でございます。

本日の審査案件に係る当課からのご説明は以上となります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(北田宏彦委員長) ただいま説明のありました、議案第3号、議案第7号、議案第8号及び議案第9号の内容について、ご質問等があればお願いいたします。

ここで委員の皆様にも私の方から提案がありますが、7号議案につきましては、一番最後に質問という形でお願いできれば。

7号議案以外を先行して質問していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○蛭田公二郎委員 はい。

○委員長(北田宏彦委員長) お願いします。

○蛭田公二郎委員 それでは最初に議案第3号、6月補正予算の第1号ですが、その他(3)、裏面の2ページですけれども、委託料ですね。

この9月以降の半年分ということで、452万円を委託料として計上するという事なんです、全員協議会の時にご説明いただきましたけれども、去年は、特別交付税措置として480万円あったというお話なんです、今年度も6月以降もそういう同様の見込みがあるのかどうか。

それから、特別交付税措置というのは前提として、コロナ禍ということが前提になっているのかどうか、それについてご説明いただきたいと思います。

○委員長（北田宏彦委員長） 加藤岡班長。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 まず、特別交付税措置なんですけれども、今年度につきましても予定をしているところです。

こちらの地方バスの採算があまり取れていないような地域に対して、特別交付税ということで、不足する一般財源、特別交付税で見えていただいているような仕組みになっておりますので、一応、今年度につきましても、同程度を見込んでいようなところでありまして。

特にコロナ禍だからということではない制度になっております。

○委員長（北田宏彦委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 その点は分かりました。

引き続き、そのうち下の（4）で社会福祉関係補助金の返還金なんですけれども、これも確定したんで返還するという事なんです、大きいのは住民税非課税世帯の2,800なにかしなんです、これ非課税世帯住民税非課税世帯に対する5万円分だと思うのですが、2,800万円っていうと、これ1,000人以上になるのですけれども、何か特別に事情があってこんなにたくさん変換することになったのか、いくべきところにいかなかったなんてことがあるのかどうか、そんなこと無いと思うのですが、それについて、この額が大きいのでちょっと説明いただきたいと思います

○委員長（北田宏彦委員長） 加藤岡班長。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 こちらの住民税非課税世帯の方につきまして、10万円の給付の分になるのですけれども、こちらの交付の仕組みが、当初国の方で低所得の非課税世帯の方を見込んでいただいた人数と世帯数と、あと事務費も、その当時初めての制度であったので、概算で見込んでいただいた事務費がありましたので、そこで実績が出てきて、その差額が2,800万というところで、国の内示と実際やってみた結果がですね、この程度の差があったっていう、その辺りのこととなります。

○委員長（北田宏彦委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 よく分かりました。結構です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方、ございますでしょうか。

引間委員。

○引間真理子委員 私の方からは議案第9号の（1）になんですけれども、元気回復クーポン事業ということで、改めてまた再度配布ということで、まだまだ大変な方もいらっしゃると思いますので、これは喜ばしいことだと思います、ありがとうございます。

取扱店になるんですけれども、これは前回取扱店として登録した方がまた再度、今回新たに登録とかっていう手続きってというのはあるのでしょうか。

○委員長（北田宏彦委員長） 加藤岡班長。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 また今回も改めて取扱店舗さんの募集をですね、8月から9月の第1次と、また10月から1月の第2次分けて改めてまた募集をかけるようなところで、場合によっては前回やってみたけれども、今回はっていう店舗さんもあるかもしれませんし、今回初めてやってみようかなっていうところも出てくるかなっていうところで、一応前回193店舗だったので、200店舗辺りを積算上は見込んでおります。

○委員長（北田宏彦委員長） 引間委員

○引間真理子委員 ありがとうございます。

スムーズに行くことを願って、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の皆様。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 3号の先ほど蛭田さんが質問したはまバスの運行事業ですが、一般質問等でも出て1便あたりに2.0でしたっけ、そういう話が出てたと思うのですけれども、詳しく朝の便、昼の便、夕の便というかその便あたりの乗車数をお答えいただきたいと思います。

○委員長（北田宏彦委員長） 加藤岡班長。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 ちょっと細かなところの朝の便、昼の便というのがあれなんですけれども、一応の令和3年10月から令和4年3月までの目標値が平均2.5人であったんですけれども、その期間については実績が2人という乗降数だったのですが、直近の令和4年度の令和4年4月から3月までの目標としては、1便平均3人だったのですけれども、実績としては2.1人というような形になっているというところで、担当課からは伺っております。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 ちょっと時間掛かると思うから、終わるまでに担当課に連絡してこの便当たりの人数を、単純な話だから調べるまでも無いと思うので、後で知らせていただきましたのですが、先ほど480万の交付税、来年分からないんですけど480万だと。

これ半年分なのでね、今年の9月30日までの分と合わせた額から、その480万を引いたその市の持ち出し分ってのがもう一度説明をお願いします。

○委員長（北田宏彦委員長） 加藤岡班長。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 今年度の委託料のまず1年間分としては、ここに載せてる452万5,000円のほか、320万円がありますので、年間の委託料としては772万5,000円と見込んでおります。

それに対して、特別交付税が480万円、その他特定財源として運賃収入を100万円、それ以外に公共交通に関する国庫補助が70万円を見込んでおまして、財源としては、特定財源としては650万円見込んでおりますので、差し引き、市の実質の一般財源としては122万5,000円が年間掛かるものと見込んでおります。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 はい了解しました。

それとですね、議案第8号の消防車なんですけれども。

参加資格要件見ると、過去にその公社または地方公共団体に発注したっていう実績があるっていうふうにそれのみなので、かなり多くの会社を対象だとは思うのですけれども、ところが3社しかその入札には参加してないのですけれども、これ、対象業者ってのは何社ぐらいあったんですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 手持ちの資料によると、今回の入札資格要件に該当する会社といたしましては、約75社、こちらを見込んでおりました。以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 結構高い、予定価格にかなり近い額で落札してるんですけれども、最近の動向として消防車、結構高めになってるとか何かその物価高が影響してるとか、そういうのがあったんですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 部品等の物価高による影響等もあると思います。

あと、最近の車両が比較的金が掛かる車両の部品ですとか、装備ですとかそういったも

のが、比較的金額の嵩むような車両になっているのも事実でございますので、今回の落札率は確かに高い率かもしれませんが、担当課との予算協議の段階で適正な価格、そちらをもって予算計上し、入札執行した結果がこの結果だと認識しております。

以上でございます。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 9号の議案ですが、説明資料の（2）の子どもの成長応援臨時給付金と、（3）の給食費負担軽減対策で小中学生の人数が違うのですけれど、これは給食だから必ずしも登校するとは限らないということで、不登校の方とかを引いてあるんですかね。

数字の差はどういうことなんですかね、小学生2,150人が、片一方は2,073人ですよ。

○委員長（北田宏彦委員長） 加藤岡班長。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 こちらがちょっと積算の見込み方の違いがありまして、子どもの成長応援臨時給付金の小中学生分は県の方で人数を見込んでおるんですけれども、これが直近時点の小中学生に対して、1.03倍乗じた人数の見込みとなっております、県事業ということで、その人数をそのまま対象者として採用しているのですけれども、なので子どもの成長の方は1.03倍の見込みとなっていて、給食費の方は、実際の小中学生の人数というところで、その差が出ているという次第です。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 なるほど、分かりました。

あとですね、毎回こういう事業っていうのは、小学生、中学生への事業が多いんですけど、給食は小学生、中学生は仕方が無いのですけれども、一番子供のなんていうかその物価高の影響を受けてる子育て世帯ってのは大学生とかが一番だし、次が高校生なわけですね、何かそういう議論っていうのはしたんですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 基本的には黒須委員の仰るような、大学生または高校生に対する支援という、具体的な議論というのは無かったところでございます

以上でございます。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 子供の医療費なんかも段々上がってって、結果として、負担の高い層は結局何も支援を受けないっていうことが多いんですね。

ぜひ、財政課の皆さんには、今後色々そういう似たようなことがあるかもしれませんが、

市内の子育て世帯全員が恩恵を受けるようなそういう施策展開をぜひお願いしたいとは思いますが。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方、7号議案以外で。

土屋副委員長。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 私からは議案第9号ですね、(3)、非常にいい施策だと思うのですが、給食費負担の軽減対策ということでありますが、民間保育所、小学校、中学校ということでお示ししてありますが、小学校、中学校に関しましては当然週休2日制での換算になってると思うんですが、民間保育所に関しましては当然週休2日制というような形ではないと思いますので、あくまでもこの民間保育所の場合、単価6,000円で物価高騰のカバーができているのかというのを現場の保育所の関係の方からはヒアリング等々はやっているのでしょうか。

○委員長（北田宏彦委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 その辺の状況については、所管課、特に民間保育所ということであると子育て支援課、今回の予算計上に当たりまして、そういった現状の給食費がいくらであるとか、そういったことのヒアリングを行った結果、この金額をもって予算計上をしたところでございます。

以上でございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） そうですね、未来の子供さんのためにも民間保育所大変な経営だと思いますので、ぜひとも子育て支援課と財政さんの方でよくよく話をしていただきながら、子ども施策にどんどん進めていって欲しいと思います。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方、よろしいですか。

そうしましたら、私の方から9号の3,000円のクーポン配布について質問いたします。

先般、全員協議会の折に、交付金に一般財源から6000数百万円繰り入れして行うというふうに事業自体は聞いておるんですが、この先、また同様の交付金がおりてきた場合には、今回の事業の財源に充当するという、そういうふうなご説明をいただいたんですが、その辺いかがですか。

古内課長。

○古内 衛財政課長 ただいま委員長からお話があったとおりでございまして、今後、この地

方創生臨時交付金の追加交付等があった場合は、事業計画として今回のクーポン券等は事業計画として国に上げており事業はそのまま認定されておりますので、その部分の財源として充当していければというふうに考えております。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） そしたら、私の方からね。

本来、国が今後また同様の交付金を配るとすれば、やはり物価高騰対策ということで、一般の市民等に配布したり、色んなその影響がある方々の影響緩和のための交付金だと思うんですよね。

そういうことであれば、やはり次回また同様の交付金措置がされたとすれば、それは一般財源に繰り入れせずに、やはり的確に同様の施策で使うべきだと思います。

で、足りない分は、財政調整基金、こちらの方へどういうわけか分からないけれども、大分、ふるさと応援寄附金であるとか、そちらの方に大分貯まっているようですのでね、そういうものをやはり的確に使わなければ、いけないんじゃないかっていうふうに私は思います。

以上です。

はい他の委員の方、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） そうしましたら、続きまして議案第7号、こちらについてご質問等あればお願いいたします。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 午前中、岡田議員から本会議でかなり質問があったんですけども、この一問一答じゃなくてまとめてだったんで、岡田議員が質問してないところも何か答えてたみたいな感じもあって分かりにくかったので、少し重複する面もあるかもしれませんが、質問をしたいと思いますが、今回、庁舎整備改修工事の契約ということで、税込みで2億4,635万4,394円という1円単位までぴったり同じ額になっているというのは、一体、どういうことなんだったってことで岡田議員は、確率的にはほとんどありえない数字だというふうに仰ってましたが、私もそう思います。

そういう意味で、まずは普通に考えるのはどこから数字が漏えいしたんじゃないか、そんなふうに思うわけですけども、もちろん意図的にそんな職員が漏らしたなんてことは無いとは思いますが、何かの間違いで流れてしまった可能性ってのは絶対否定できるっていうか、100パーセント否定できるものじゃないと思いますけれども、そういう意味で担

当課としては、担当課としてもびっくりしたと思うんですけど、この数字が漏れていないかどうか、再確認みたいなことってのはしたんでしょうか。

○委員長（北田宏彦委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 当課といたしましてはあくまで所定の基準やルールに則って適切に入札を執行したところであり、これまでも、また、今回の件についても、価格情報の漏えいといった不当な対応は一切無かったことを関係職員に改めて確認をしたところでございます。

以上でございます。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 今回、調査基準価格を下回った業者が4社ですか、それで、そのうちの失格判定が3社で、1社は失格判定は受けなかったけれども、その辞退したと。

そういうことだと思いますが、岡田議員も質問してましたが、具体的には現場管理費ですか、これ一体どういうものなのかももう一度細かく具体的にお願いします。

○委員長（北田宏彦委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 午前中の本会議でもご答弁申し上げましたが、現場管理費、こちらにつきましては、発注者として設計内容上、工事期間に要する従業員の給料手当、法定福利費、福利厚生費、退職金等の労務管理費を始め、租税公課、各種保険料、事務用品費、施工図の作成費のほか、通信費や交通費を見込んだところでございます。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 これ結構、大切な経費だと思うんですね。

お答えいただきたいと思いますが、4つのうち1つだけは55パーセントっていうその基準価格と失格価格の割合ですよ、そういうのもあるけれども、残りの3つは90パーセントだったと思うんですけども、この現場管理費は、何パーセントが失格価格ですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 こちらにつきましては、設計金額に70パーセント、こちらを乗じて得た額を失格判定価格と設定したところでございます。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 相当大切な経費で、ここをそんなにダンピングしてはいけないっていうことで、設計価格の70パーセントっていうそういう失格価格が決まってるわけですよ。

ある一定の業者の何ていうんですか、自分たちの会社によってすごく大幅にね、ダンピングできる部分というか、安くできる部分でダンピングじゃないですね、安くできる部分と、やっぱりこれは安くできない、そういう部分がある中で、失格価格が決定されてるんだと思うんですよね。

今回、岡田議員の質問によると、下回った3社が現場管理、いいですかそれぞれ、失格判定基準は2,028万5,321円のところ、ある意味僅かに下回った、1社は結構、100万単位で下回ってましたけど、2社については、古谷建設とあと何建設したっけ。

(「日建」と呼ぶ者あり)

○黒須俊隆委員 日建ですか、は僅かに下回ったっていう感じで、それでもねこれは規程に基づいて失格だっていう判定が出たんですけれども、今回、判定対象ではないという中で落札が決定した片岡工業の現場管理費はいくらだったんですか。

それでそれが、何パーセントだったんですか、もう一度お願いします。

○委員長（北田宏彦委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 今回落札候補者に決定した、片岡工業株式会社が積算した現場管理費は、一式1,700万円となっております。

こちらにつきましては、先ほど申しましたとおり失格判定基準価格が、2,028万5,321円となりますので、片岡工業株式会社が積算した1,700万円については、この基準価格を328万5,321円下回り、金額の割合にして約83.8パーセント、約16.2パーセント低い状況にあったところでございます。

以上です。

○黒須俊隆委員 委員長。

この価格は設計価格と比べると一体何パーセントだったんですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 お時間掛かってしまって申し訳ございません。

率にしますと58.67パーセントなります。

設計金額に比べて58.67パーセントという結果です。

以上です。

○黒須俊隆委員 設計価格と比べて58.67、約59パーセントっていうね、その60パーセントも下回っているかなりひどい額ですよこれは。

これ何ていうんですかね。

低入札価格の基準等が、もう見合っただけじゃないかっていう気もするわけですよ。仮に低入札調査価格が1円値高かったとしますよね、そうしたら、当然この業者はその判定対象になるわけですよ。

判定対象になったとしたら、この1,700万ってのは、他の3社よりもはるかに低い額だからもう断トツで失格だったわけですよ。

要は断トツで失格になるような業者が、低入札価格をぴったり1円単位まで、ぴったりだったから全く判定にならないと。

それで詳しい調査をしていないっていうことは何ていうんですかね、この片岡工業には責任は無いわけですがけれども、この市としてね、これ今、申し上げたとおりそのダンピング対策の徹底とかそういう意味からの、そういう低入札価格とかの基準がおかしかったんじゃないとか、もしくは何て言うんですか、仮に低入札価格のその対象にならなくても落札した業者に関しては、改めてこの失格価格が無いかどうかを判定するとかそういう仕組みがあればね、これまた、この業者も片岡工業も失格になるわけで、そういう仕組みが必要だったんじゃないかと。

だから片岡工業に責任があるわけではないんだけど、この市のこの仕組みに欠陥があったんじゃないかっていうふうには私は思っているんですが、担当課としていかがでしょうか。

○古内 衛財政課長 今回の入札に関しましては低入札価格調査制度、こちらの方を準用し執行したところでございます。

こちらの制度については県の基準にも準じて、私どもの方も運用しておりますので、今回のこの入札に当たっては、こちらの基準に基づき適正に執行したものと認識しておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○黒須俊隆委員 先ほど、別件の陳情の件でも出てきたんですけども、この令和4年5月20日に蛭田議員が話してたんですけども、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針、適正化指針というものが閣議決定で変更になってるんですよ、その変更になってる主なところの1つとしてポイントの1つというのが、ダンピング対策の徹底を図るために、低入札価格調査基準等を適正な水準で設定することについて追記されてるわけですよ。

こういうことが、国、国土交通省としてはしっかりやりなさいよと、そういうことを言ってる中で、ただ全部の自治体がやってるわけじゃないわけですよ。

これまで度々陳情に出てきた入札監視委員会を例えば作って欲しいって陳情が来てるけれども、これも国土交通省はもう20年以上前からぜひ推奨していたわけだけれども、別にその全部のそういう指針だとか、そういうものに基づいて全ての自治体がやってるわけではなかったり、あとは法律で規定されても努力義務だったりして、罰則が無かったりとか、そういうものっていっぱいあるわけで、そういう中で、県がやってるから正しいんだみたいな、その準用したんだみたいな話で、それは分からないわけではないですよ、それは分からないわけではないわけで、その小さな自治体が全て独自に最新の何ていうか知見を持ってやるってのは無理な話だったら私なら分かるけれども、今回具体的にこういう事例に直面した中で、何ていうんですかね。

落札した業者が、過度にね、この失格価格を下回っていた場合だとか、これはすごく問題あるんじゃないかと思うんですけれども、特にね、調査基準価格は、失格になった業者よりは上だったわけですよ、少なくとも。

にもかかわらずこの現場管理費だけ特別低いっていうことは、その全体の入札価格が高いのに、調査、現場管理費だけ低いっていうことは、現場管理費の見積もりでたらめだったんじゃないかって、逆にその失格になった業者よりもバランスが悪いわけですよ、本当にちゃんと細かくやってんのかってというような疑問は、大きいわけですよ。

そういう意味で国土交通省のというか、閣議決定された新たに追加したそういう低入札価格調査基準等を適正な水準で設定するとかね、そういうことにおいて、本市のこの運用ってというのは、ちょっとまずいんじゃないかって思わなくも無いのですがいかがでしょうか。

○委員長（北田宏彦委員長） 渡辺副課長。

○渡辺茂行財政課副課長兼契約管財班長 この基準につきましては、先ほど黒須委員の言われたとおり千葉県のものを採用させていただいて、準用しておりますので、千葉県についても失格判定基準についてはこれまで取っていなかったんですけども、失格判定基準を新たに設けたという経緯がありまして、その際に、本市につきましても、新たに失格判定基準を追加したというそのような状況ですので、確かに今回の件でというところは当然あるところではあるんですけれども、これは今後、今後のというところはあるかとは思いますが、現在のところ千葉県のを引き続き、というところではあります。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 岡田議員も言ってましたが、その再調査すべきではないかと、それで内部調

査は一応したと、内部的にはね。

その結果細かいあれですけど、現場管理費の細かい内容については、取り寄せたという話、ヒアリングをしたって言ったんですけど、文書で取り寄せたんですけど、どちらですか。

○渡辺茂行財政課副課長兼契約管財班長 細かい内訳につきましてはですね、ここ積み上げの部分を追加で片岡工業の方からいただきましたけれども、その経費につきましては、積み上げということではなくて、直接工事費の率によって計上しておりますので、それは一般的に直接工事費の何パーセントが現場管理費という、設計する側も一定の率、定められた率があるのですけれども、会社は会社で独自のそれぞれの率というものがあると思いますので、それを直接工事費にけ掛けて、今回算出しているというところであると思います。

以上です。

○黒須俊隆委員 委員長。

片岡工業の他のやつは結構細かく算出されてるような数字だと思うんですけども、これだけ1,700万ぴったりなんですけれども、これなんで、直接工事費の何パーセントっていうふうに設計してあったのですか。

○古内 衛財政課長 少々お時間ください。

○渡辺茂行財政課副課長兼契約管財班長 委員長。

○委員長（北田宏彦委員長） 渡辺副課長。

○渡辺茂行財政課副課長兼契約管財班長 9.8パーセントということでございます。

以上です。

○黒須俊隆委員 直接工事費がいくらで、その9.8パーセントなんですか。

その直接工事費がいくら。

○委員長（北田宏彦委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 片岡工業から改めて取り寄せた内訳書明細によれば、直接工事費、こちらが1億7,363万3,050円です。

これに対しまして、現場管理費として積算されたものが先ほど渡辺の方からもご説明ありましたけれども、1,700万円となります。

この1,700万円を先ほどの直接工事費1億7,363万3,050円で割り返します。

割り返しますと、先ほどの9.8パーセントという計算結果となるところです。

○黒須俊隆委員 ぴったり9.8なの、ぴったり。

○内山義仁財政課副課長 ぴったりじゃないです。

○古内 衛財政課長 ちょっと今、再度計算…。

(発言する者多数あり)

○黒須俊隆委員 いくつ。

○古内 衛財政課長 9.79パーセント、9.790になりますので、先ほど9.8パーセントということとで…。

○黒須俊隆委員 ちょっと計算機で分かるのだけ全部言って、9.79いくつ。

○内山義仁財政課副課長 9.7909065515、ごめんなさいここまでです。

○黒須俊隆委員 委員長。

○委員長(北田宏彦委員長) 黒須委員。

○黒須俊隆委員 なんかさっきから説明全然違うんじゃないの。

この直接工事費の何パーセントみたいな形を出してるって言ったんだから、1億7,363万3,050円掛ける9.8だとか、9.9だとか、10パーセントとかってそういうので、本来出すべきじゃないの。

だから例えば1億7,363万3,050円掛ける10パーセントだったら、1,736万3,000円っていうふうに出すのが、片岡工業の説明からするとそうなるはずじゃないの。

ところが、実際は9.7909065515なんて、おかしい話じゃない、これは割り返して結果として9.79パーセントだって言ってるだけであってね、説明になってないじゃないですか。

おかしい話でしょ。

直接工事費の何パーセントって形でこの現場管理費は出してるって言ったんだから、直接工事費掛ける何パーセントにしましたっていうのが本来の答えでしょう。

それ何か疑問に思わないんですか。

○渡辺茂行財政課副課長兼契約管財班長 委員長。

○委員長(北田宏彦委員長) 渡辺副課長。

○渡辺茂行財政課副課長兼契約管財班長 すみません、先ほど経費についてはですね、一般的にそういう…。

○黒須俊隆委員 一般的な話なの。

○渡辺茂行財政課副課長兼契約管財班長 申し訳ないです。

そういうふうに経費については直接工事費の何パーセントっていうのを、一般的にはやっけていくと、すみません、そこについてはまあちょっとすみません。

○黒須俊隆委員 一般的な話なのね、分かりましたOKです。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 ということはね、一般論さっき言っただけであって、この片岡工業に折角内訳をやったらね、これどうやって積算したのかって何で聞いてないんですか。

これ何のために、何かその調べたって、その内部調査の調査になってないじゃないですか。内訳、紙をもらっただけでね、もらっただけで別に見もしないでポンと捨てちゃうのと全く同じじゃないですか。

調査ってのは違うんじゃないの、この設計価格、設計価格じゃなくて直接工事費の何パーセントくらいっていうのが例えば相場であるとかって、それ相場と比べて高いのか安いのかとか、そういうのが調査だと思うんだけども。

片岡工業に対してこの額はどうやって出したのかっていう、そういう辺りを確かめるのが調査なんじゃないんですかね。

一般的にはパーセントを掛けるものなんだなんて言って、そんな話を私聞いているわけじゃなくてね、何で1,700万って数字が出てきたのか、で、それだけびったり1,700万であったのは細かい数字でね、もう何だかよく分からないですよ。

そこで専門家を入れて再調査してはどうだろうか。

再調査しちゃいけない理由があるのかどうかお答えください。

○古内 衛財政課長 今回の件なのですけれども、こちらについては何度も申し上げておりますけれども、一定のルール、基準等をもって私ども入札を執行した結果、価格上一致する部分があり、それが極めて稀なケースなのかもしれませんけれども、一定のルールに則って行った結果の1つとして、事実として、私どもはその数値として認識しているところでございます。

なお今後につきましては、確かに疑わしいですとか、疑わしくないですとか、そういったケース、そういったものをどう判断していくかっていうのも非常に難しい部分がございますので、あとは、それに関してどこまで調査を行い、どういった結論を導くものが果たしてその調査というのかというのが、大変難しい問題だと思いますので、そういった面は、今のところ、私どもとしては今のところこれ以上の調査、そういったものは適正なルールに則った結果である以上、これ以上の調査を行うことは、今のところは考えておりません。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 次の質問ですが、今回の入札参加基準の中に、耐震工事、同規模以上の耐震

工事を公共事業でやってるっていうのが入ってるわけですけども、これについて、先ほど睦沢中学校だっっていうふうに午前中の議会で言っていて、睦沢中学校は3,200平米ですか、本市のここは2,800平米だから、上回ってってそういうお話だったんですけども、これは同規模っていうのは、単にその平米数だけを言っているものなんですか。

そういうふうに耐震基準で何をもってそもそも何平米っていうふうに答えるのかも分からないわけだね、どういような基準で、どういう規模というか、どういう基準をもって規模を比べるっていうか、何平米って算出するのかっていうのはどういうものなのか、説明してください。

○委員長（北田宏彦委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 ただいまのご質問ですけども、対象となる建築物に係る延べ床面積、こちらの方で判断しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員

○黒須俊隆委員 睦沢中学校の建設、その耐震額が8,000万円だっっていう、そういうことで、この設計額はいくらだったのか知らないけれども、非常に何か小さな工事じゃないかと。

それこそ、耐震基準に合わない部分がほんのちょっとあったから柱一本立てただけっていうのもね、その中学校が3,200平米だから、3,200平米なんだっっていうふうに言おうと思えば言えるわけだね、8,000万の工事なんていくら物価高になってるからって言ったって $3 \times 8 = 24$ だから3倍以上になってるわけで、これなんかたった8,000万の工事で3,200平米だなんていうのは、平米単価で言うともう4倍ぐらい、いや4分の1程度の事業ですよこれは。

平米単価で言うとかこれなんか同規模以上で、その立派な実績があるっていうふうにいえるのかどうか、何かすごく疑問があるんですが、この睦沢中学校3,200平米、8,000万のその工事について詳しく調べる必要があるんじゃないですか。

もしこれが入札参加基準を満たしてなかったら、契約も無効になるわけだからこれ、こういうのは、別に業者に対して調べるんじゃなくて睦沢中学校とか、睦沢町に問い合わせればすぐ分かることだから、これは市がきちんと調べるんじゃないですかね。

○委員長（北田宏彦委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 ただいまのご質問につきましては、こちらの方に一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書というものがございます。

こちらが片岡工業から本市に対して提出された書類なんですけれども、こちらの中で、睦

沢町立睦沢中学校耐震補強工事に関する情報といたしまして、契約金額ですとか、工期ですとか、受注形態、なおかつ床面積とがしっかりと明記されておまして、正式書類として受理しておりますので、こちらの方で当課は確認したところでございます。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 いや私も情報公開で手に入れたんですけど、一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書ってということで、片岡工業が誓約書として申請書兼誓約書として出した、単に片岡工業が書いてるだけであってね。

で、片岡工業のホームページ見たんですけども、体育館のね睦沢中学校の体育館の立派な写真は載ってるんですよ、体育館は片岡工業、誇らしげに載せてるわけでね、ところが体育館はちっちゃなものですよね、その工事としてはこれと比べると。

よっぽど大きなこっちのその中学校の改修工事、耐震改修の方はホームページに載せてないんですよ片岡工業は。

なんかすごく何でこんな立派な工事に3,200平米の工事やってんのに、わざわざちっちゃい体育館の工事は載せて、中学校の工事、中学校の校舎棟の方か、校舎棟の方は載せないのかがすごく疑問に思ったわけです。

それで額も、8,064万円に過ぎないわけで、これはこういうのっていうのは、要は参加資格書を出したから誓約書を出したからもうそれで良いんだじゃなくて、その内容が比較的実質的に適当であるかどうか調べて調べるのが重要だと思うし、そのために本市は参加資格の委員会があるじゃないですか。

そういうものがあるからこれまでは入札監視委員会いらないよって市も言ってたわけだけれども、そういうところでやれば良いんだけど、ところが基本的には性善説に立っていて、嘘はついていないという下に審査するから、例えばサッカー場のようにその会社がもう無くなって本市に無いけれども、その認めちゃうなんてことが起きるわけですよ。

そういうのを改善するためにも契約金額8,000万の3,200平米の耐震工事、本市でもその白里中学校とかでやってるんだからそういうものと比べてね、おかしい数字は無いのかそういうのを調べるのは、確認する、担当課が確認するのは当然の義務だと思うのですが。

そういうことしてないんですか。

○委員長（北田宏彦委員長） 渡辺副課長。

○渡辺茂行財政課副課長兼契約管財班長 すみません、先ほどの申請書兼誓約書に、それは片

岡工業の方からももちろん徴収するものなんですけれども、その資格要件の証拠と申しますか、色々資料として添付していただくことになってるのですけれども、その中にCORINS（コリンズ）というものがあまして、各工事を登録するシステムがあまして、その中の工事カルテというものがあまして、その中で耐震工事を実施しているというものがあますので、その辺を確認してやっているところです。

以上です。

○黒須俊隆委員　じゃあ3,200平米の耐震工事8,000万で、今回の2,800平米の耐震工事、2億何千万っていうのは、これそんなに問題の無い数字だっていうふうに、そういうふうに担当課は確認したということで良いのですか。

○委員長（北田宏彦委員長）　渡辺副課長。

○渡辺茂行財政課副課長兼契約管財班長　はい、そうです。

○黒須俊隆委員　そういうことですので、今の質問を、質疑の中で賛成反対については討論したいと思えますけれども。

3,200平米っていうのも、本当の数字なのかどうか、睦沢中学校の校舎の延べ床面積ってのは3,400平米なんですよね本当は。

だからこの耐震工事は3,200平米だけやったんだっていうそういうことだと思うんですよ。

だからそういう辺りとかも、何かごまかしがあるんじゃないのか、実際は3,200平米無いんじゃないかって、私はそういう疑問をかなり持った中で質問したわけですけども。

でも、こういう部分をきちんと確認していると課長が言ったのでね、副課長が言ったので、それはそれとしてね、確認はしたんだろうということは、それ以上は否定はしませんが、どうもなんて言うかな、納得しがたい部分があるというところで、とりあえず以上で今回の現時点での質問を終わります。

○委員長（北田宏彦委員長）　はい、他の委員の方、質問…。

土屋副委員長。

○副委員長（土屋忠和副委員長）　では第7号引き続きいきますが、建設資材等の材料ですね、このままずっとこれ、このまま高騰は続くと思います。

例えば議案第7号が原案のとおり可決した場合の工事の着工日、また原案が否決になった場合の再入札なのか、今後の予定というのをお聞かせください。

○委員長（北田宏彦委員長）　渡辺副課長。

○渡辺茂行財政課副課長兼契約管財班長 承認された時のスケジュールにつきましては6月20日に承認ということになりますので、それから、そうですね1か月の準備期間を経て、8月上旬には工事の方着手できるのかなというふうに考えております。

2点目の否決された場合の今後の再入札に関してというところにつきましては、ちょっとまた調整してですね、ちょっと進めさせていただきたいということで現時点で、まだ、はい、回答は。

○委員長（北田宏彦委員長） 土屋副委員長。

○副委員長（土屋忠和副委員長） このまま続けていくと、必ずしも材料の高騰ありますので、また設計図書変わってくると思うのですが、どちらにせよですね、先ほど議案第3号によってこの市内に5,000世帯の方々が低所得っていうのは分かっておるんです。

そうすると、今回の本庁舎で大切な税金を使わせていただいて、この改修工事にいくわけですから、当然、耐震改修工事をこのようにやりますよということは、これお願いなんです。が、市民の隅々まで分かるように現地看板を立てるとかポスター貼るとか、そういうような周知には努めていただきたいなと思っております。

よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方、ご質問等。

山下委員。

○山下豊昭委員 私の方から1つだけ関連ということでお聞きいたします。

今まで色々調査基準価格だとか、入札の状況の数字が1円の単位まで全部合致してるといようなことについて、それが何パーセントの落札の状況だったのかとか、色々な質問が出ております。

そういう中でですね、私、本市の今までの長い歴史の中で、あるいは最低でも市制移行してから10周年という形で今年を迎えているわけですが、その中で大なり小なりの入札関係っていうのは、今までもやられていらっしゃるというふうに認識をしておりますし、また今後もその入札問題っていうのは、当然、関わってくると思います。

出てくると思いますし、先ほどこちらの同僚議員からの質問の中で、なぜびったりという数字に関しての説明の中でですね、ちゃんと内部調査とかそういうことをちゃんとやられてるのかという形の答弁の中で、その内部調査等もしっかりやりましたという形で最終的には、今回の数字については偶然の一致であると、ということで内部調査もした結果であるので、ど

うぞご理解をして欲しいというご発言がございました。

確かにそうかもしれませんが、1つだけお伺いします。

今までの歴史の中で、今回のように、調査基準価格と落札状況が全ての数字が一致をしたっていう、入札ってというのは、今までの歴史の中で、本市であったんでしょうか。

まずはそれと、そういうことで今回理解をして欲しいということであれば、今後の入札においても、そのような、今回のみみたいな状況ってというのは有り得ると判断をされてるんでしょうか。

それだけちょっとお答えいただきたいと思います。

○委員長（北田宏彦委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 私の経験上ですが、これまで公務員生活を送ってきた中で今回と同様のケースがあったかというご質問ですけれども、それについては私としては、そういったことは無かったものだというふうに認識しております。

ただし、その調査価格、それに近い金額で落札があったという、過去の経緯はあったと伺ったことはございます。

今後につきましては、先ほど黒須委員の方からも今後見直し等も考えていったらどうかということもございますけれども、現時点におきましては、私ども県と同様、こちらの方の制度を1億円以上の工事であれば、この制度の活用により適正な入札、こちらの方を行っていければというふうに考えているところです。

以上です。

○山下豊昭委員 ありがとうございます。

私も先ほど今ご答弁いただいたように、今後について、やはり今回のような私これ個人的に倫理的に考えても、やはり今後、同じような同様な入札、事業の発生は無く、やはりこれからの市政、市民の皆様、それと議会からの了承を得ると。

双方合わせて、そのような形がスムーズにやはり入札の方法をですね、やはり今後、検討しなければならないというような状況にならないように、しっかりとその辺は前向きに調査を含めて、やはり慎重なご審議の方をちゃんとやっていただきたいというふうをお願いする次第です。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方ございませんか。

引間委員。

○引間真理子委員 私からはやはり調査基準価格なんですけれども、この今まで入札とか見えますと、やはり万単位とか分かりやすい数字になっているかと思うので、こんなに細かい数字言いまして、入札価格と一致ということであると。

やはりこの皆さんが見たときに、やはり疑念を持たれるというか、こんなにぴったりってというのは、なかなか無いことだと思いますので、やはり疑念を持たれるような入札になるというのは、本当にちょっと信頼にも繋がっていくかと思うので、そこら辺しっかり説明ができるような、そういう入札にしていきたいなということは、ちょっと希望いたします。

はい以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） はい。他の委員の方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） そうしましたら私の方から何点か質問させていただきます。

よろしいですか。

まず今回の入札結果について、担当課長はどのように感じましたか。

○古内 衛財政課長 委員長。

○委員長（北田宏彦委員長） 古内課長。

○古内 衛財政課長 こちらにつきましては、私どもといたしましては従来どおり適正に入札を執行した1つの結果として、この価格を真摯に受けとめているところでございます。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 疑念は持ちませんでしたか。

古内課長。

○古内 衛財政課長 疑念ということですが、この価格が一致したことについては、可能性としては有り得るんですけれども、非常に稀なケースであるなということは思いましたけれども、先ほど申し上げましたが、私どもといたしましては一定のルールに則って入札を執行している以上、有り得ない数字ではないので、これを良しとして受けとめたところでございます。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 確かに数字の組み合わせですので、可能性がゼロパーセントではないのかなとは思いますが。

ところで基本的なことを質問します。

予定価格、そして調査基準価格等については、どのように、誰が決定するのか、この辺を

教えていただけますか。

渡辺副課長。

○渡辺茂行財政課副課長兼契約管財班長 調査基準価格の設定につきましては、財政課の方の契約管財班の方で事務処理をして、調査基準価格を決定するための参考資料というものをまず作りますので、それをもとに、例えば、直接工事費の70パーセントまで積み上げていくと調査基準価格がこれに参考資料としてはなりますということを、参考資料として添付した上で、それを副市長の方がそれを参考に調査基準価格を設定するという、そういう流れでございます。

予定価格も同様です。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） そうしますと、事前に実施設計を行った設計会社が積算した、その数値で予算計上は今年度されておったかと思うんですが、実際入札の予定価格あるいは調査基準価格については、市役所独自に積算しているということよろしいですか。

渡辺副課長。

○渡辺茂行財政課副課長兼契約管財班長 そのとおりです。

○委員長（北田宏彦委員長） そうしますと、この予定価格については当然公表されているわけなんですけど、調査基準価格については非公表であると。

で、この調査基準価格については、先ほど庁内で積算されたその根拠があつて、それを副市長が承認するということだと思うんですが。

調査基準価格等について、知り得る立場の人は何人ぐらいいますか、どうぞ。

古内課長。

○古内 衛財政課長 お答え申し上げます。

こちらにつきましては、先ほど渡辺の方からご説明ございましたけれども、一定の決裁経路を通して副市長に最終的な価格を設定していただく、そういうシステムになっております。

したがいまして契約管財班、こちらの方が副課長以下5名、それから決裁経路として財政課の副課長、それと私、それをその後副市長に決裁をお願いしてるところでございますので、分かり得る、その段階で分かり得る人間といたしましては副市長を含めて8名となります。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） ありがとうございます。

それから、調査基準価格についの設定については、庁内で積算を行うということなんだけ

れども、予定価格の75パーセントから85だっけ95だっけ。

(「95」と呼ぶ者あり)

○委員長(北田宏彦委員長) 95パーセントこの間に基準をしなければいけないと思うんですが、これというのは、あくまで積算に基づいた数字で副市長が承認するものなんですか。

それとも、あるいは副市長の裁量によって、今回89.83パーセント、これは入札の度に随時変わるものなのかどうなのか、この辺、お聞かせください。

古内課長。

○古内 衛財政課長 こちらにつきましては、私どもの市で設計した設計金額、こちらのこちらの内訳として、その他その中で直接工事費ですとか、共通仮設費、現場管理費、一般管理費という項目に応じて、それぞれ設計額に一定の率を掛けて失格判定基準ですとか調査基準価格等をそれぞれの項目の中で計算します。

それを積み重ねた結果、組み合わせたのが最終的な調査基準価格となりますので、一律に設計額全体の何パーセントですとか、そういった算定ではございません。

その項目ごとの数値を、資料として私ども財政課職員が、副市長に、一定の率を掛けるとこういう金額になりますよという資料を提示した上で、最終的には、その数字をもってどうのこうのってのは無いのですけれども、その数値を参考に、副市長が最終的な判断をするところでございます。

以上でございます。

○委員長(北田宏彦委員長) じゃあ、最終的には副市長が判断するというところでよろしいね。

○古内 衛財政課長 はい、そのとおりです。

○委員長(北田宏彦委員長) それからですね、今回の落札業者においては、本市あるいは本市以外の入札において、この1円単位までの細かな入札金額で落札しているのはございます。

渡辺副課長。

○渡辺茂行財政課副課長兼契約管財班長 片岡工業の今年度の入札額を確認、本市じゃなくて他市町村も含めて確認、今年度分を確認したところ、10件ほど確認できました。

それら全てにおいては1,000円単位以下での税抜きの入札額はありませんでした。

以上です。

○委員長(北田宏彦委員長) はい、ありがとうございます。

それからちょっと話が戻りますけれども、調査を行ったということで、落札者に内訳の詳細を求めたということなんだけれども、先ほど課長の方から入札の内容について、設定金額に

ついて知り得る立場の人間が8名いたと、この方々にはそれぞれ情報漏えい等について、無かったのかという確認を改めてされましたか。どうぞ。

古内課長。

○古内 衛財政課長 こちらにつきましては私の方から当課の人間として知り得る職員、副課長以下6名については、私の方からそういったことが無かったということ、無かったかということで口頭により確認をしたところでございます。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 誠に失礼な話なんだけれども、課長も、その知り得る立場の方なんで、課長が聞き取りをするというよりも、庁内で第三者的な立場というと、総務課長であるとか、こういう立場の方が、それぞれに聞き取りをするのが、適切だったのではないかと感じます。

その該当する方々に聞き取りは、どのような内容の聞き取りをされましたでしょうか。

古内課長。

○古内 衛財政課長 基本的にはこういったことは、当然起こっちゃいけないことなんだけれども、そういったのは、無いよねっていう、無い、無いですよねという、そういう確認の行為を行ったところです。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） できれば、もっとその調査という観点からすれば、具体的に落札事業者と関わったことがあるとか、あるいは、その他の今回該当した入札以外に、前回白里中学校ですか、こちらの方の耐震補強してるわけなんで、これらの時に落札事業者と接点があったとか、色んな観点から、しっかりと聞き取りをした方が、疑念が晴れると思うんですよ。

我々、どうしても数値が合致してしまったことによってこれまたまなのかもしれないけれども、非常にものすごいたまたま、偶然なんだと思うんですよ、それを払拭して、我々にしっかり説明して納得してもらえるだけの調査をしたと思われませんか、どうぞ。

古内課長。

○古内 衛財政課長 認識が甘かった部分はあったものと認識しているところでございます。

○委員長（北田宏彦委員長） では、私の質問は終わります。

他の委員の方、ございますか。

よろしいですか。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 はい。

○委員長（北田宏彦委員長） 加藤岡班長。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 先ほど、黒須委員からご質問いただきました白里地区のはまバスの時間体別の平均乗降人数なのですけれども、今確認取まして、令和3年10月から令和5年3月の18か月間なのですけれども、はまバス1便から5便ありまして、1便、午前7時から8時台の白里から大網の上りの1便なんです、1便が平均2.5人、2便、9時から10時台の大網から白里への下りなんですけれども、平均が1.5人、3便、今度また白里から大網に行く11時から12時辺りのものなんです、平均が2.9人、4便また大網から白里に下る便で、平均が1.9人、これは正午12時から13時の時間体ですね、最後5便、こちらも大網から白里に行く14時から15時の便が、平均が1.7人。

それで全ての平均としては、2.1人というような結果になっております。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 黒須委員、よろしいですか。

○黒須俊隆委員 はい。いいです、大丈夫です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方よろしければ。

財政課の皆さんご苦勞様でした、退席していただいて結構でございます。

（財政課 退室）

それでは暫時休憩いたします。4時30分から再開いたします。

（午後 4時19分）

○委員長（北田宏彦委員長） それではこれより、各議案の取りまとめを行います。

（午後 4時32分）

○委員長（北田宏彦委員長） はじめに、議案第3号 令和5年度大網白里市一般会計補正予算について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、無いようでございますので、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成総員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

○蛭田公二郎委員 はい。

○委員長（北田宏彦委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 議案第4号については、低所得者に対する5割減免、2割軽減については、これ軽減影響額145万円ですね、合計で減額になるということなんですが、医療分、支援分では525万円っていう先ほど質問に対してお答えいただきましたけれども。

医療分も支援分も両方を引き上げる人についてはですね、年間5万円以上の引き上げになるんですかね。

国保税、それだけでなくも高い状況の中で、特にこの高齢者ですね、65歳以上高齢者に対する影響は極めて大きいということで、そういう点から、私は今回の条例については反対をしたいと思います。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号 大網白里市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 昨今ですね、このマイナンバーカードの問題が続出をしておりますけれども、このマイナンバーによるその利便性を向上させる、市民の利便性を向上させるっていうこと自体はいいのですが、しかし、今のような状況のもとではシステムに欠陥があるわけで、しっかりそこを是正してからでないと、市民の利便のためだと言って、それが情報の漏えいにも繋がりがねないたくさん問題がありますので、そういう点から、この条例については、反対したいと思います。以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方、ございませんね。

それでは、議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成多数。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

○委員長（北田宏彦委員長） 次に、議案第7号 契約の締結について、ご意見及び討論等ございませんか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 議案7号について、かなり長時間の審査をしたのですけれども、それをもって、入札、落札をした片岡工業の落札額についてのね、その疑念が払拭できなかったということと、もう1点は、これは片岡工業が悪いわけではないけれども、市の今までの運用とか現在の仕組みに、大変欠陥があるのではないかと。

それのもとに、これだけの高額な入札あるいはその中身的には、ダンピングともとれるような、そういう部分もある中で、今現在で賛成するわけにはいかないということです。

さっき言いそびれちゃったんですけど、採決するいうに当たって継続審議でも良いのかなっていうふうにも思ったのですけれども、皆さんの意見がもうこれで採決で良いつて言うんだったら、今回は、反対するというところで討論といたします。

○委員長（北田宏彦委員長） 暫時休憩します。

（午後 4時37分）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは再開いたします。

（午後 4時38分）

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方、何かご意見ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成なし。

よって、議案第7号は否決いたしました。

次に、議案第8号 財産の取得について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(北田宏彦委員長) よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(北田宏彦委員長) それでは、議案第8号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(北田宏彦委員長) 賛成総員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号 令和5年度大網白里市一般会計補正予算について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(北田宏彦委員長) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(北田宏彦委員長) それでは、議案第9号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(北田宏彦委員長) 賛成総員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された陳情及び議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長(北田宏彦委員長) 次にその他ですが、何かございますか。

(発言する者なし)

○委員長(北田宏彦委員長) 無ければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長(土屋忠和副委員長) 以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でございました。

(午後 4時40分)